

## 令和2年第1回羽幌町議会定例会会議録

### ○議事日程（第1号）

令和2年3月10日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町政執行方針
- 第 5 教育行政執行方針
- 第 6 一般質問

### ○出席議員（11名）

1番	金 木 直 文 君	2番	磯 野 直 君
3番	平 山 美知子 君	4番	阿 部 和 也 君
5番	工 藤 正 幸 君	6番	船 本 秀 雄 君
7番	小 寺 光 一 君	8番	逢 坂 照 雄 君
9番	舟 見 俊 明 君	10番	村 田 定 人 君
11番	森 淳 君		

### ○欠席議員（0名）

### ○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	駒 井 久 晃 君
副 町 長	今 村 裕 之 君
教 育 長	山 口 芳 徳 君
監 査 委 員	鈴 木 典 生 君
会 計 管 理 者	熊 木 良 美 君
総 務 課 長 兼 電 算 共 同 化 推 進 室 長	敦 賀 哲 也 君
総務課総務係長	山 田 太 志 君
総務課職員係長	門 間 憲 一 君
総 務 課 情 報 管 理 係 長	村 上 達 君

總務課 電算共同化 推進室長	葛西健二君
電算管理係長	
地域振興課長	清水聡志君
地域振興課 政策推進係長	佐々木慎也君
財務課長 兼管財係長	大平良治君
財務課財政係長	金丸貴典君
財務課經理係長	逢坂信吾君
町民課長 兼住宅係長	宮崎寧大君
町民課 総合受付係長	高本勇一君
町民課 町民生活係長	道端篤志君
町民課 環境衛生係長	田中康裕君
町民課 住宅係主査	西山卓君
福祉課長 福祉課	木村和美君
社会福祉係長	竹内雅彦君
福祉課子ども係長	木村謙彦君
福祉課 国保医療年金係長	室谷みどり君
健康支援課長	鈴木繁君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	奥山洋美君
健康支援課主幹 兼保健係長	棟方富輝君
健康支援課 介護保険係長	藤井延佳君
健康支援課 地域包括支援 センター室長	大西将樹君
健康支援課 地域包括支援 センター係長	
健康支援課 保健係主査	清水雅代君
建設課長	飯作昌巳君

建設課主任技師 兼 建築係長	石 川 隆 一 君
建設課主任技師 兼土木港湾係長	笹 浪 満 君
建設課管理係長	宇 野 延 仁 君
上下水道課長	渡 辺 博 樹 君
上下水道課 主任技師 兼業務係長	吉 田 吉 信 君
上下水道課 管理係長	越 谷 弘 和 君
上下水道課 業務係主査	小笠原 聡 君
農林水産課長	伊 藤 雅 紀 君
農林水産課 農政係長	更 科 信 輔 君
農林水産課 水産林務係長	木 村 康 治 君
農林水産課 水産林務係主査	藤 田 俊 悟 君
商工観光課長	高 橋 伸 君
商工観光課 観光振興係長	富 樫 潤 君
商工観光課 商工労働係長	高 野 正 晃 君
焼尻支所長	熊 谷 裕 治 君
学校管理課長 兼学校給食 センター所長	酒 井 峰 高 君
学校管理課 総務係長	近 藤 優 樹 君
学校管理課 学校教育係長	蟻 戸 貴 之 君
社会教育課長 兼公民館長 体育振興係長	井 上 顕 君
社会教育課 社会教育係長	高 橋 司 君
社会教育課 体育振興係主査	近 藤 健 弘 君
農業委員会 事務局長	伊 藤 雅 紀 君

選挙管理委員会	敦 賀 哲 也 君
事務局 長	
○職務のため出席した事務局職員	
議会事務局 長	豊 島 明 彦 君
総 務 係 長	杉 野 浩 君
書 記	土清水 彬 君

◎開会の宣告

○議長（森 淳君） ただいまから令和2年第1回羽幌町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎町長挨拶

○議長（森 淳君） 町長から議会招集挨拶の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 令和2年第1回羽幌町議会定例会の招集に当たりまして、議員の皆様におかれましては、年度末の何かとご多忙のところご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

報道等でご承知のとおり、中国で発生した新型コロナウイルスが記録的な猛威を振るっており、日本国内でも多数の感染者が報告されております。北海道におきましては、1月下旬から感染が確認され、尊い命が失われるまでに至るなど、状況は日に日に深刻さを増しており、北海道知事による非常事態宣言が出される異例の事態にまで発展しております。

この場をお借りしまして、亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された皆様及び関係者のご心中、ご労苦に心よりお見舞い申し上げます。

そのような中、当町の対応といたしましては、町ホームページやチラシにより町民の皆様に感染症対策について随時情報提供しているほか、感染拡大防止の観点から当面の間町主催のイベントや関連事業を延期または中止させていただいております。

また、北海道知事からの要請により町内全ての小中学校を先月27日から1週間休校としましたほか、国からの要請に基づき休校措置を春休み期間まで延長したところであります。関係団体等の皆様並びに児童・生徒の保護者の皆様には、多大なご不便をおかけしているところでありますが、ご理解、ご協力賜っておりますことに心からのお礼とおわびを申し上げ、引き続きご協力をお願い申し上げます。

さらには、今月2日庁内に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全町的に情報共有を図るとともに、危機管理体制としまして平成27年に策定した羽幌町新型インフルエンザ等対策行動計画に準じて対応を図ることと確認したところであります。今後も感染拡大が懸念される状況であり、国や北海道等の情報を注視しながら警戒を強めてまいりますが、引き続き正確な情報提供に努めてまいりますとともに、一日も早い事態の収拾と平穏な生活を取り戻せるよう心から願うものであります。

議員並びに町民の皆様におかれましては、過剰に心配することなく、風邪やインフルエンザが多い時期であることを踏まえ、せきエチケットや手洗い、うがいの徹底、特に人混みの多い場所を避けるなど感染症対策の励行に努めていただきますようお願い申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報が大量に飛び交い、真偽の分からない不

確実な情報やうわさがインターネットなどで広がる状況も見られております。行政機関などから出される情報を確認するなど、惑わされず慎重、冷静に行動されますよう重ねてお願い申し上げます。さて、内閣府の月例経済報告によりますと、我が国の経済は緩やかに回復しているとされておりますが、依然として地方においてはその実感が乏しい状況が続いております。

こうした中、私は2期目の町政運営に当たり、基幹産業の振興や福祉の充実など6つの柱を基本とした施策の推進に取り組んでいるところでありますが、任期の折り返しを迎える年となりました。新年度におきましても施策の優先性や重点化を十分に考慮し、誠実、透明で公平、公正を念頭に誠心誠意努めてまいりますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、令和2年度の各種施策については、後ほど執行方針で述べさせていただきたいと思っております。

さて、本定例会に提案しております案件は、報告1件、承認1件、議案として条例案13件、令和元年度補正予算案7件、新年度各会計予算案8件、同意として固定資産評価審査委員会委員の選任1件の計31件であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。招集の挨拶とさせていただきます。

#### ◎開議の宣告

○議長（森 淳君） これから本日の会議を開きます。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（森 淳君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、

1番 金 木 直 文 君                      2番 磯 野                      直 君

を指名します。

#### ◎会期の決定

○議長（森 淳君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

3月5日、議会運営委員会を開催しておりますので、委員長から報告を求めます。

議会運営委員会委員長、磯野直君。

○議会運営委員会委員長（磯野 直君） 報告します。

3月5日、議会運営委員会を開催いたし、今定例議会の運営について慎重に協議をした結果、次のとおりであります。

今定例会における提出案件は、報告1件、承認1件、議案28件、同意1件、発議3件、決議1件、都合35件、加えて一般質問4名4件となっております。議会運営委員会では、これらの案件を勘案の上、今定例会の会期は本日から13日までの4日間と決定いたしま

した。

次に、審議予定について申し上げます。本日は、この後諸般の報告、町政及び教育行政執行方針の後、一般質問の審議をもって終了といたします。明11日は、報告、承認、一般議案、補正予算の審議を行い、令和2年度予算関連議案並びに各会計予算の提案理由の説明を聴取した後、予算特別委員会を設置し、付託して休会とします。その後、予算特別委員会を開催し、令和2年度各会計予算の内容説明を求めてから予算関連議案並びに各会計予算の調査及び審議を行います。なお、本会議は13日まで休会とします。13日は、本会議に戻し、予算関連議案、各会計予算、同意、発議、並びに決議について審議を行います。

議会運営委員会では、本日程の中で議事運営が敏速に進行されますよう、議員各位の特段のご協力をお願いいたします。

以上です。

○議長（森 淳君） お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会委員長の報告のとおり本日3月10日から13日までの4日間といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日3月10日から13日までの4日間と決定いたしました。

#### ◎諸般の報告

○議長（森 淳君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の欠席届出はありません。

会議規則第21条の規定により、本日の議事日程表は配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方自治法第121条の規定により、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表として配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から令和元年度11月分から1月分までの例月出納検査結果の報告がありましたので、報告します。

次に、議員の出張報告を配付いたしましたので、ご了承願います。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づく羽幌町教育委員会点検評価報告書が提出され、その写しを配付しておりますので、ご了承願います。

次に、各常任委員会から閉会中の継続調査とした所管事務について各委員長より調査の結果を報告します。

最初に、総務産業常任委員会委員長、逢坂照雄君。

○総務産業常任委員会委員長（逢坂照雄君）

令和 2年 3月10日

羽幌町議会議長 森 淳 様

総務産業常任委員会  
委員長 逢坂 照雄

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 元年 12月23日

税務全般における収納状況について

令和 2年 1月30日

(1) 第2期「羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について

(2) 離島地区住宅対策について

(3) 令和元年度工事の発注状況について

以上、総務産業常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） 次に、文教厚生常任委員会委員長、小寺光一君。

○文教厚生常任委員会委員長（小寺光一君）

令和 2年 3月10日

羽幌町議会議長 森 淳 様

文教厚生常任委員会  
委員長 小寺 光一

所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

記

所管事務調査事項

令和 2年 2月21日

羽幌町子ども・子育て支援事業計画（第2期）素案について

以上、文教厚生常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

○議長（森 淳君） 次に、広報広聴常任委員会委員長、阿部和也君。

○広報広聴常任委員会委員長（阿部和也君）

令和 2年 3月10日



羽幌町議会議長 森 淳 様

広報広聴常任委員会  
委員長 阿 部 和 也

#### 所管事務調査報告

本委員会は、調査中の案件について下記のとおり調査を終了したので報告します。

#### 記

#### 所管事務調査事項

令和 2年 2月 17日

(1) 町民との意見交換会について

(2) インターネット（動画）配信の調査、研究について

以上、広報広聴常任委員会の所管事務報告といたします。

なお、羽幌町議会会議規則第77条の規定による委員会報告書については、羽幌町議会委員会条例第25条に規定する記録を別途作成し納め、これに代えることとします。

以上です。

○議長（森 淳君） これで諸般の報告を終わります。

#### ◎町政執行方針

○議長（森 淳君） 日程第4、町政執行方針を行います。

町長から町政執行方針の申出がありますので、これを許します。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 本年第1回羽幌町議会定例会の開会に当たり、令和2年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げ、議会並びに町民の皆様にご理解とご協力をお願いするものであります。

町民の皆様から町政を託され2期2年目となりますが、引き続き、初心を忘れず、誠実、透明で公正、公平な信頼の高い町政運営を心がけ、安心、安全で住みよい活力のある元気なまちづくりに努めているところであり、この間議会をはじめ町民の皆様から温かいご支援とご理解をいただいておりますことに心から感謝申し上げます。

本年、イギリスが欧州連合（EU）を離脱し、前身の欧州共同体（EC）加盟から約半世紀続いた関係に一定の区切りがつかしました。昨年、EUへの牛肉や米の輸出が約3割増えた状況であり、日本にとって少なからず影響があるものと考えられます。

また、TPP諸国への乳製品の輸出も2割を大きく上回る伸びとなりました。国では、農地の大規模化、牛の増産や水産業の生産性向上など生産基盤の強化を進めるとしており、農業、漁業を基幹産業とする本町にとりましても、その動向を注視しながら、産業の発展を期待するところであります。

一方、国の令和2年度予算は、消費税増税分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化を両立することをポイン

トとして上げられ、経済対策につきましては、東京オリンピック・パラリンピック後も見据えて個人消費や投資を切れ目なく下支えするために、キャッシュレス・ポイント還元事業、マイナンバーカードを活用した消費活性化策などが提出されました。本町にとっても経済が上向き、町民一人一人がそれを実感できる節目の年になることを願うところであります。

令和2年度は、第6次総合振興計画が残り2か年度となり、第7次の計画策定に着手することとなりますが、現計画の「心と心をつなぐハートコミュニケーションはぼろ」の理念に沿った、対話・協働のまちづくりを目指し、各施策に取り組んでまいります。

「地域の自然が育む豊かなまち」として、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、豊かな自然環境を次世代の子供たちに引き継ぐため、各種事業を進めているところであります。

「シーバードフレンドリー認証制度」につきましては、自然環境に配慮した農業、漁業などの取組や製品を認証・ブランド化することで、付加価値をつけ、持続的な取組につながることを目的に、事業を支援してまいります。

「誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまち」として、予防事業や各種健診への受診者に対して「オロちゃんカード」のポイントを付与する「健康マイレージ事業」を継続するなど、町民の皆様の健康増進や意識向上を推進してまいります。また、65歳以上の介護認定率が北海道内で高い状況にあることを踏まえ、要介護状態の前段階にある要支援認定者等を対象に、歩行や家事動作等の生活機能の改善を図るための事業に取り組んでまいります。

懸案であります医療体制の充実に向けた整備につきましては、引き続き医師確保事業を初め、助産師看護師の確保事業などに取り組んでまいりますとともに、道立羽幌病院並びに天売・焼尻診療所の診療体制確保や機能充実につきましても、関係機関と情報共有を図りながら協議を行ってまいります。

「安心して魅力的な田舎暮らしができるまち」として、全国各地で想定外の自然災害が発生しており、これまで大きな災害に遭わなかった本町においても防災力の強化を図る必要があると考えております。引き続き災害時の備蓄品等を整備していくとともに、町内全域へ防災情報をお知らせするシステムの整備を進めてまいります。

ごみの減量と資源の有効活用、環境衛生の充実につきまして、昨年4月から、紙ごみのリサイクルを開始したところでありますが、ごみの総収集量は平成30年より75トン減少いたしました。町民の皆様の意識の高さに感謝申し上げますとともに、今後もごみの減量に努めていただきますようお願いいたします。

次に、令和2年度の主な施策を項目別に申し上げます。

1つ目に、地域の自然が育む豊かなまちであります。

自然環境・景観の保全として、本町の雄大でかけがえのない自然を後世に引き継ぐため、「羽幌町の環境を守る基本計画」に基づき、北海道海鳥センターを拠点に普及・啓発活動

に取り組むほか、町民有志による環境保護活動への支援など、地域の自然を守る活動を引き続き推進してまいります。

緑化・公園整備の充実として、はぼろバラ園においては町の財産である「バラ」を町民とともに育み、引き続き適切な管理を行いつつ、サービス向上に向け環境整備を進め、観光客や町民の皆様が親しまれる憩いの場の提供に努めてまいります。

また、子供たちが安心して遊べる環境を維持するため、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

海鳥の保護対策として、海鳥繁殖地など、天売島特有の自然や生活環境を守るため、環境省をはじめ関係機関と連携・協力し、「人と海鳥の共生」に向けた取組を進めてまいります。

土地利用の推進として、地籍調査につきましては、字高台、字築別及び字上築の各一部を継続調査し、調査の成果は土地の基礎資料として、課税の公平化や紛争の防止、その他多目的に活用してまいります。

2つ目に、誰もが居場所と生きがいを持って暮らせるまちであります。

医療体制の充実として、医療従事者の確保・充実及び育成を図るため、医師研究資金や看護師等を志す学生への修学資金の貸付け、医師の住環境を整備する事業を継続してまいります。4月には、修学資金の貸付けを受けた1名が町内医療機関に新任看護師として採用される予定となっており、これまでの採用者を含め4名となりますことから、今後も医療従事者の確保・充実に向け支援してまいります。

また、赴任した医療従事者が地域に慣れ、少しでも長く定着できるよう環境づくりに努めてまいります。

地域医療の中心を担っていただいている道立羽幌病院並びに道立天売・焼尻診療所の診療体制確保・機能充実につきましては、北海道と情報共有を図りながら協議してまいります。

救急体制は、町民が地域で安心して暮らすために確保しなければならない重要な体制でありますことから、留萌圏域の二次救急医療体制確保のための費用負担や、離島住民の負担軽減助成を継続してまいります。

保健活動の充実として、すこやか健康センターを拠点に保健師、管理栄養士、公認心理師それぞれが専門性を生かしながら連携し、健康や発達に関する相談、栄養指導や食育活動を行い、町民の心身の健康に対する意識向上に努めてまいります。

令和2年度も健診（検診）受診者等へ「オロちゃんカード」のポイント付与する健康マイレージ事業を推進し、受診率と健康意識の向上に努めてまいります。

また、特定年齢の方を対象に実施しているがん検診等を無料で受診できる体制を継続し、受診率の向上、病気の早期発見、結果に基づく保健指導を行い、医療費の抑制や健康寿命の延伸につなげ、糖尿病性腎症重症化予防にも医療機関と連携して取り組んでまいります。

乳幼児や高齢者の疾病蔓延や重症化を防止するため、予防接種や健診等の実施体制の確

保に努めるとともに、費用負担の軽減、妊産婦への費用助成を継続してまいります。

また、昨年度より聴覚障がいの早期発見と早期療育を目的に、新生児を対象とする聴覚スクリーニング検査を受けた保護者に対し、検査費用の助成に取り組んでおりますが、この事業につきましても継続してまいります。

高齢者福祉の充実では、高齢者の方々が、少しでも長く自分たちが望むライフスタイルで暮らしていけるよう、運動の習慣づけや外出機会の確保に努め、通院や買物などの外出機会の創出や閉じ籠もりの増加抑制などを目的に、高齢者に対してハイヤー乗車券を交付し、高齢者福祉の増進に取り組んでまいります。

令和2年度からは、要介護状態の前段階であります「フレイル」に当たる方を対象に、理学療法士等の専門職による、高齢者向けの運動教室を実施し、高齢者の方々の運動機能向上に資する取組を進めてまいります。

また、平成30年度から始まりました「第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」により、羽幌町が75歳以上の後期高齢者人口のピークを迎える令和7年度を見据え、段階的に介護サービスの充実・高齢者を支える地域づくりを進めてまいります。町内では慢性的な人材不足が続いておりますことから、引き続き資格取得への助成を実施し、人材の確保・育成を図ってまいります。

高齢者の権利擁護体制は段階的に進めており、平成31年度には成年後見実施機関の委託先である社会福祉協議会において、法人後見の受任体制を整備されましたことから、引き続き連携・支援してまいります。市民後見人養成講座修了者につきましては、研修等を継続し、知識習得や意欲を維持していける機会を確保するとともに、次代の担い手育成に取り組んでまいります。

さらには、社会福祉士の専門性を生かした相談・支援が深まるよう各種事業に取り組んでまいります。

障がい者福祉の充実としては、はばろ障がい者福祉計画に基づき、地域活動支援事業や基幹相談支援事業の実施を柱に、障がい者等の雇用及び自立の促進等、各支援施策の推進に取り組むとともに、令和3年度から次期「はばろ障がい者福祉計画」の策定を行ってまいります。

児童福祉の充実として、将来を担う子供の健やかな成長の実現に向け、子ども・子育て支援制度に基づく幼児教育・保育の無償化の実施、施設型給付や放課後児童対策、天売保育施設運営補助などの事業を継続するとともに、保護者の事情に配慮した一時預かり事業など、地域が求める多様な子育てのニーズに対し、引き続き支援を行ってまいります。

町内保育士等の人材確保と充実を図るため、令和2年度より私立幼稚園を含め、町内の保育施設等で勤務しようとする学生に対し、修学資金の貸付けを引き続き行ってまいります。

子育て世代が抱える不安の緩和が図れるよう、子育て支援センターで実施しております親子の交流事業や育児相談等を継続し、地域における多様な子育ての環境づくりに努めて

まいります。

ひとり親家庭福祉の充実として、少子化や若年層の流出対策と定住促進を目的にシングルペアレントを受け入れておりますが、引き続き関係企業等や町民の理解、協力により、労働力の確保や新たなパートナーとの出会いにも期待し、取り組んでまいります。

社会保障の充実として、国民健康保険事業は、制度創設以来の大改革とも言える新たな国民健康保険制度が平成30年度の施行から2年が経過し、町の役割として行う資格管理や保険給付、保険料の賦課・徴収などの関連事務を適切に実施するとともに、北海道などと連携しながら国保事業の運営に引き続き努めてまいります。

また、後期高齢者医療制度事業では、制度の改革が今後見込まれる情勢にあることから、広域連合及び北海道からの情報を的確に把握しつつ、関係機関と連携を図りながら適切な事業運営に努めてまいります。

コミュニティ活動の充実として、関連自治体、各種学校及び事業所との良好な関係性を継続し、それぞれが有する人材や知識をまちづくりに活用すべく、関係者相互による交流の推進に努めてまいります。

国際化の推進として、国際交流協会による韓国素明高等学校と北海道羽幌高等学校の交流を支援し、国際的視野の広い人材の育成に努めてまいります。

町民主体の推進として、行政への町民参加や協働によるまちづくりを目指し、広報誌やホームページを中心とした積極的な広報に努めるほか、皆様の意見を広く聴く機会として町政懇談会を開催いたします。

計画的な行財政運営として、公共施設マネジメント計画に基づき、各施設の維持や整備検討を効率的かつ効果的に推進してまいります。

ふるさと納税制度につきましては、本町の現状や取組を広く周知し、目的に応じた施策の貴重な財源として有効に活用してまいります。

広域行政の推進として、これまで、電算共同化やし尿処理など、事務事業に応じて広域による取組を進めてまいりました。今後も広域による事業実施が高い効果を生み出すと判断するものについては、積極的に推進してまいります。

留萌管内8市町村、中北部5町村及び中部3町村など、それぞれの枠組みによる連携事業を継続してまいります。

3つ目に、安心して魅力的な田舎暮らしができるまちであります。

農業の振興として、農地の規模拡大や集積等へ支援する農業後継者対策事業をはじめ、経営所得安定対策、日本型直接支払制度、鳥獣被害防止対策事業の推進、用排水施設や圃場の整備などの基盤整備事業による生産性の向上に対する支援のほか、新規就農者対策を含めた法人化の推進や災害時における支援など、地域実態に即した農業振興を推進してまいります。

林業の振興として、森林の有する多面的機能が十分に発揮できるよう、継続的な森林施策を実施し、災害を未然に防ぎ、さらに良質な木材を生産すべく間伐等を行い、適正な維

持管理と整備を進めてまいります。

また、民有林除間伐奨励事業や民有林普及事業等、町独自の助成を行いながら地域森林の振興に努めてまいります。

畜産業の振興として草地改良事業による安全で高品質な畜産物の安定的生産へ支援を行うとともに、酪農ヘルパーの活用など、ゆとりある畜産経営に向けた対策を推進してまいります。

焼尻めん羊牧場については、町による直営牧場として安定的な運営に努めるとともに、酪農学園大学との連携についても、密接な関係が築けるよう大学側との連携を継続し、実りある事業としてまいりたいと考えております。また、学生の中から将来のめん羊事業への担い手が現れてくれることについても期待しております。

水産業の振興として、漁業後継者育成の新規就業者対策をはじめ、外国人技能実習受入支援事業を継続し、漁業の従事者不足の緩和に取り組む漁業者等の支援に努めるとともに、漁業被害が深刻化しているトドなどによる刺し網被害に対する支援についても引き続き行ってまいります。

天売・焼尻地区においては、離島漁業再生支援交付金事業を活用し、漁場生産力の向上や漁業再生に関する実践的な取組を推進するとともに、離島からの漁獲物出荷に要する費用に対し助成を行うことにより、離島漁業の活性化に努めてまいります。

また、漁業経営の安定化と限りある水産資源を持続的に供給できるよう、各漁業者並びに関係団体とともに水産業の振興に努めてまいります。

商工業の振興として、町内事業者の活力を生かすことが必要不可欠であることから、積極的な事業活動に対し、商工会や関係機関と連携を密にしながら、各種助成制度による支援を行うなど、地域経済の活性化に取り組み、引き続き産業の振興を図り、雇用環境の維持やさらなる定住促進に努めてまいります。

観光の振興として、旅行者のニーズや観光市場を的確に捉え、一人でも多くの方が来町し、本町の魅力を味わっていただけるよう、観光協会を初めとする関係事業所とも広く連携しながら、地域に活力と潤いがもたらされる事業を行ってまいります。

また、本町観光の柱である離島観光の活性化のため、引き続き観光シーズンである6月から8月までの3か月間、定期船の高速料金3割引を実施するとともに、訪日外国人観光者の誘客のための商談会などに参加し、官民連携による誘客活動を促進し、観光客増加に伴う観光消費額の拡大を目指してまいります。

観光施設については、はぼろ温泉サンセットプラザをはじめとする各施設で必要な整備を行い、利用者の利便性向上を図ってまいります。

勤労者対策の推進では、労働対策として、町独自の助成制度である雇用促進助成制度を浸透させることにより、町内事業者による雇用の範囲を拡大させ、若年層の流出抑制や定住促進に働きかけてまいります。

また、季節労働者対策につきましては、近隣5町村で組織する「オロロン留萌中部・北

部通年雇用促進協議会」が実施する事業を支援するなど、季節労働者の通年雇用化の促進を図ってまいります。

住環境の整備として、町営住宅は、公営住宅等長寿命化計画に基づき、建て替え整備や適切な維持管理に努めてまいります。

空き家対策につきましては、所有者等による管理を前提とした適切な管理体制を促すほか、空き家等の状態に応じた有効活用や解体など、空き家対策計画の推進に努めてまいります。

環境衛生の充実として、環境への負荷を軽減する循環型社会を形成するため、ごみの分別収集による資源リサイクル促進及びごみの減量化に取り組むほか、関係機関と協力し、不法投棄の防止に関する取組を継続してまいります。

また、小・中学生や高校生をはじめとする地域住民のボランティアによる清掃活動や美化運動については、今後も町民と行政が一体となり、清潔で住みよい住環境の保持に努めてまいります。

産業廃棄物処理場の埋立て超過については、新たに整備した最終処分場への搬入など、適正化に向けた取組を進めるほか、広域し尿処理については、関係町村と連携し、適切な処理や維持管理に努めてまいります。

羽幌霊園については、利用者の利便性が確保されるよう適切な維持管理に努めてまいります。

交通輸送体制の充実として、住民生活に重要な役割を担っている路線バスや循環バス等については、関係機関と連携し、より効率的な運行が図られるよう、事業者への支援を継続してまいります。

離島航路につきましては、利便性の向上や利用促進が図られるよう、今後も関係機関と連携し、事業者への支援を継続してまいります。

道路網の整備として、町道は、町民生活や産業活動に欠かすことのできない社会基盤として、適切な維持管理に努め、機能向上を図るための改良を行ってまいります。

橋梁につきましては、長寿命化計画により損傷度や路線の重要性を踏まえた補修を行うとともに定期的な点検を実施してまいります。

また、冬期間の積雪に対しましては、道路状況の確認と適切な除排雪の実施により道路網の安全確保に努めてまいります。

港湾の整備として、羽幌港につきましては、静穏度及び利便性の向上による機能的な港を目指し、国及び関係機関との協議を重ねるほか、国直轄事業による整備を継続し、離島との交流拠点としての機能や漁港の役割を併せ持つ港湾として、施設機能の強化を進めてまいります。

休止港である天売港、焼尻港についても、利用者の安全確保や利便性向上を図るとともに、適切な維持管理に努めてまいります。

上水道の整備として、より安心・安全な水を安定供給するため、施設及び設備機器の維

持管理に適切かつ効率的に行い、更新等を計画的に進めてまいります。

また、将来にわたり事業を継続するため、業務の効率化を一層図るなど、経営改善に努めてまいります。

簡易水道の整備として、上水道と同様により安心・安全な水を安定供給するため、施設の維持管理を適切かつ効率的に行い、設備機器の更新等を計画的に進めるとともに、業務の効率化を一層図るなど経営改善に努めてまいります。

下水道の整備として、水洗化の普及向上を図るため、下水道の接続に対する支援を継続いたします。施設及び設備機器については、維持管理を適切かつ効率的に行うほか、更新等を計画的に進めてまいります。

下水道区域外においては、合併浄化槽の設置に対する支援を継続し、環境衛生の向上に努めてまいります。

また、豪雨等による浸水被害を未然に防ぐため、雨水管渠の整備を計画的に進めてまいります。

防災体制の充実として、全国各地で自然災害が発生している中、昨年10月に発生した台風19号は、関東甲信越地方や東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、河川の洪水による水害など各地で甚大な被害に見舞われたところであります。

このことから、引き続き非常事態に備えた防災対策を講じるため、避難所等の開設に必要なとされる備品や食糧備蓄の整備を進めるとともに、防災訓練等を通し、町民の防災に対する意識の高揚を図ってまいります。

また、町内全域へ迅速に防災情報をお知らせするため、携帯電話通信網を活用した情報伝達システムを整備し、防災力の強化を図ってまいります。

国土保全として、福寿川護岸につきましては、経年劣化をはじめ河岸や河床の洗掘等により損壊が著しいことから、適切な維持管理と河川施設の長寿命化を図るため補修を行い、護岸としての機能維持に努めてまいります。

以上、令和2年度の町政執行に係る基本的な考えと主要施策を申し上げます。引き続き、安心、安全で住みよい活力のある元気なまちづくりを目指してまいります。

町民の皆様及び議員各位のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで町政執行方針を終わります。

◎教育行政執行方針



○議長（森 淳君） 日程第5、教育行政執行方針を行います。

教育長から教育行政執行方針の申出がありますので、これを許します。

教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 令和2年第1回羽幌町議会定例会の開会に当たり、令和2年度羽幌町教育行政執行方針を申し上げます。

はじめに

現在の日本は、人口の減少と高齢化の進展、これに伴う地域コミュニティの弱体化が進んでいる一方、幅広い産業構造の変革等を伴う超スマート社会や医学の進歩、生活水準の向上等により平均寿命が伸長する人生100年時代の到来が予測されております。

今後は、こうした社会を見据え、これからの時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材の育成が求められており、教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを、教育施策の中心に据え、取り組んでいく必要があります。

このため、学校教育では、児童・生徒が「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力」を育むよう、順次進められる新たな学習指導要領の着実な実施として、これまでの教育実践の蓄積に基づき、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業の工夫や改善に努めるほか、教職員が学習指導に傾注できるよう教育環境や校務環境の整備、勤務時間の縮減に向け「羽幌町立学校における働き方改革の実施計画」に基づく取組を推進してまいります。

また、学校教育の充実のためには、学校と地域による連携・協働と、家庭や地域の教育力向上を図る必要があります。より多くの方に学校活動に対する理解を求めるため、学校行事への参加を促進するほか、コミュニティ・スクールの推進による関係者の学校行事への参画や支援、さらには、子育て機関と連携し個々に応じた支援体制の充実に努めてまいります。

一方、社会教育では、「社会の持続的な発展を牽引するための人材育成」や「生涯学び活躍できる環境整備」などの必要性が掲げられております。町民の皆さんがこれまでの学習や生活で身につけた知識や経験、技能などを、社会教育活動を通じて地域に還元いただき、多様な分野における人材の育成と、その基盤となる施設の充実に努めていくものとしております。町民自らが地域の担い手として主体的に活動し、誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現を目指してまいります。

教育委員会といたしましては、教育とは「人を育てる」という基本的な考えを念頭に、令和2年度においても学校教育や社会教育を通じ、現代社会や地域に不可欠となる人材育成に努め、このために必要となる関連施策を広範囲にわたり実施してまいります。

以下、施策ごとに主な取組内容等について申し上げます。

初めに、学校教育についてであります。

1、教育を推進するための条件整備であります。

各学校において、学力や体力の向上に向け、教員による積極的な研修実施・参加等によ

る自己研さん、児童・生徒に対する個別・習熟度別指導の実施などが進められておりますことから、学校現場に視点を置いた取組に引き続き努めてまいります。

主な事業として、校用備品、義務教育教材・理科設備購入、教育支援員の配置、学校図書整備事業を継続いたします。

2、教育環境の整備であります。

学校施設は、児童・生徒の学習の場であると同時に地域住民の活動に利用されており、引き続き適正な維持管理に努めてまいります。

教職員住宅につきましては、緊急度を勘案しながら計画的な整備・改修を進めてまいります。

天売複合施設は、基本設計を基とした実施設計や地質調査のほか、建設場所確保に向けた住宅解体などを実施いたします。

主な事業として、学校施設管理事業、教職員住宅管理事業、天売複合施設整備事業を継続いたします。

3、地域とともにある学校づくりであります。

学校教育の充実を図るには、学校、家庭、地域などによる連携が重要です。教育活動や学校運営の状況を積極的に保護者や地域住民等へ情報提供し、学校と地域が一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」を目指します。

主な事業として、コミュニティ・スクール運営事業を継続いたします。

4、教育の質を高められる環境づくりであります。

学校が教育機能を十分に発揮するためには、全ての教職員が教育目標等を共通認識し、資質や能力の研さんに努め、自らの役割を的確に果たすことが重要であります。このため、教職員としての知識や能力向上を図るための研修機会を提供するとともに、学校や教職員の多岐にわたる業務を改善し、授業やその準備等、本来の業務に集中できる環境を構築してまいります。

主な事業として、校務支援システム導入事業を行います。

5、心身とともに健全な人間性と社会性を育む環境づくりであります。

児童・生徒が心身ともに健全な人間性と社会性を育むためには、規則正しい生活習慣の育成と問題行動を未然に防止することが重要です。生活習慣の育成については、児童・生徒の生活リズムの向上に向け、「早寝・早起き・朝ごはん」運動を継続し、朝食を取らずに登校することなどがないように、家庭、学校、地域が連携した取組を進めます。

また、学校現場において児童・生徒の小さな変化を見逃すことのないよう関係機関が連携し、問題解決に向けた指導及び支援体制の整備に努めてまいります。

主な事業として、スクールソーシャルワーカー派遣事業を行います。

6、高等学校教育の振興であります。

天売高等学校は、進学や就職に備えた修学形態の下、地域に根差した特色ある教育を実践しており、地域コミュニティの維持にも欠かすことのできない貴重な存在となっております。

ります。一方で、地元中学生が不在でありますことから、高校存続に向け、島外からの入学生確保のための募集活動を継続していく必要があります。今後も、学校、地域、行政が一体となり、魅力ある教育活動と島外生徒の受入れに取り組んでまいります。

羽幌高等学校は、生徒の多様な進路に適合した教育課程を編成し、日頃から地域の期待に応える学校づくりを推進されています。今後も魅力ある学校づくりに対し、資格取得、部活動、学力向上等への支援を継続し、地元高校への志向が高まるよう努めてまいります。

主な事業として、天売高等学校生徒募集事業、天売高等学校学生寮運営事業、羽幌高等学校教育振興会補助事業を継続いたします。

#### 7、学校給食の充実であります。

学校給食は、児童・生徒の健全な育成に必要な栄養バランスの取れた食事を提供するとともに、日常生活における正しい食事の在り方、望ましい食習慣の形成、食に対する感謝の心など、多くの要素が含まれておりますことから、食育教育としての指導に引き続き努めてまいります。

施設の運営管理につきましては、衛生面や調理作業の効率化等に配慮した施設や調理機器の更新等を行い、安心安全な学校給食の提供に努めてまいります。

主な事業として、施設や整備を更新してまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

#### 1、幼児・少年教育であります。

少年期は、自主性や社会性を身につける大事な時期でもあります。地域が子供たちを守り育てる体制づくりが重要であり、関係機関と連携を図りながら、子供たちの様々な体験活動やスポーツ・文化活動への関心を助長し、豊かな情操と善悪の判断、社会生活上でのルールなどを学習する機会の充実を図ってまいります。

また、姉妹都市との絆を深め、この意義を後世に受け継ぐことを目的とした「石川県内灘町」への青少年交流訪問事業を行います。

主な事業として、子ども自然教室、ほっとクラブ、のびのび子育て公演、小・中高生舞台鑑賞、姉妹都市文化スポーツ交流を継続いたします。

#### 2、成人教育であります。

個々の価値観が多様化している環境の下、日々の生活の中に「うるおい」や「喜び」の提供を行うための講座の開設や、各種サークル活動やPTAへの支援を行うことで、多くの学習機会の提供に努めてまいります。また、60歳以上の方を対象とした「いちい大学」では、「生きがいづくり」「健康づくり」「仲間づくり」を基本理念に、急激に変化する社会への適応能力を高めるとともに、自主性をもって考える学習機会を提供し、充実した生活を見出すための支援を行ってまいります。

主な事業として、いちい大学、成人講座、天売高等学校開放講座、羽幌高等学校PTA地域探訪・教養講座への補助を継続いたします。

#### 3、家庭教育であります。家庭教育は、基本的な生活習慣や他人に対する思いやり、社

会的なルール、学習に対する意欲や態度などの基礎を培う重要な役割を担っている全ての教育の原点であります。家庭の教育力向上には、親が子供の教育を行うための知識・技能と態度について学ぶことが必要であり、併せて、親と子供の成長を社会全体で支えることも重要でありますので、そのための学習機会や情報提供をこれまでと同様に行ってまいります。

主な事業として、羽幌町青少年問題協議会や、羽幌町子ども会育成連絡協議会及び羽幌町内小中学校PTA連合会への補助を継続いたします。

#### 4、健康づくり、スポーツ活動であります。

スポーツは、爽快感や達成感、他者との連帯感など精神的な充実感のみならず、体力向上や生活習慣病の予防など、心身ともに健康で充実した生活を送るためには欠かせないものであります。今後においても、誰もが気軽にスポーツ活動に親しみ、参加できる環境の充実を図ってまいります。

工事期間の延長により、完成が遅れておりました武道館の建て替えにつきましては、4月初旬に開設する運びとなり、指定管理者による総合体育館との一体管理運営となります。今後は、快適な環境の下で、利用者に喜ばれる施設運営を行ってまいります。

主な事業として、総合体育館指定管理事業、スポーツ教室・学校プール開放、マラソン大会実行委員会への補助を継続いたします。

#### 5、文化活動であります。

芸術文化は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、心豊かな活力ある社会形成にとって極めて大きな意義があり、このため、文化・芸術活動を広く奨励するための取組が必要であり、引き続き羽幌町文化協会への支援を行うほか、町民芸術祭の開催による発表の機会の提供に努めてまいります。

また、芸術鑑賞事業では、天売島・焼尻島においても開催し、文化芸術に対する関心を高めながら文化の振興を図ってまいります。

文化・芸術活動の拠点である中央公民館においては、老朽化が進んでいる舞台音響設備などの更新工事等を実施し、鑑賞や発表の場を引き続き提供してまいります。

「書の北溟記念室」においては、本町出身の中野北溟氏から寄贈された作品全ての表装が完了いたしましたので、展示方法にも工夫をしながら来館者のニーズにお応えできるよう努めてまいります。

主な事業として、離島地区芸術劇場、芸術観賞バスツアー、町民芸術祭実行委員会や文化協会事業運営への補助を継続いたしますほか、公民館施設管理事業として、大ホール舞台音響設備改修、舞台吊物操作制御盤修繕、映像機器の設置を行います。

#### 6、読書活動であります。

近年における情報メディアの発達・普及により、読書環境は大きく変化しており、「読書離れ」が指摘されております。読書は、成長過程にある子供たちが健やかに育つ上において果たす役割は大きく、言葉を学び、個性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かにし、

人生をより深く生きる力を身につけていく上で、欠くことのできないものであります。こうしたことから、年齢に応じた事業を展開し、幼児期から図書室になじみ、本を楽しむ環境づくりが必要であり、ブックスタート、セカンドブックプレゼントによる子育て支援、おはなし会やブックフェスティバルの開催、各学校への図書司書派遣による学校図書館との連携を行いながら、読書活動推進の取組を進めてまいります。

また、生涯学習の場として公民館図書室の充実を図りながら、利用者のニーズに対応し、地域に根差し身近で利用しやすい図書サービスの展開を目指してまいります。

主な事業として、ブックスタート、セカンドブックプレゼント、おはなし会への補助、学校ブックフェスティバル、児童・生徒読書感想文コンクール、図書室講座、巡回文庫などを継続いたします。

以上、令和2年度の羽幌町教育行政執行方針を申し上げました。その執行に当たりましては、学校教育、社会教育、各関係機関、団体等と密接な連携を図りながら、教育の振興発展に努めてまいります。

皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（森 淳君） これで教育行政執行方針を終わります。

#### ◎一般質問

○議長（森 淳君） 日程第6、一般質問を行います。

発言は通告順に許します。

順序は次のとおりです。2番、磯野直君、4番、阿部和也君、8番、逢坂照雄君、1番、金木直文君の以上4名であります。

最初に、2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 私からは、天売島、焼尻島に係る離島振興策について質問をいたします。

天売島、焼尻島については、昭和30年に天売村が、昭和34年に焼尻村が羽幌町と合併しました。この2つの島の生活環境や産業基盤の整備については、昭和28年制定の離島振興法に基づく様々な施策によって島民の生活に必要なインフラの整備や漁業等の産業振興等が図られ、現在に至っているものと理解をしています。

しかし、近年の離島を取り巻く現状は、外国漁船による違法操業や無人島への不法上陸、外国資本による土地買収などが大きな問題とされ、国は現行の離島振興法では対策が不十分として、平成28年4月に有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法を成立させ公布をしました。

この法律は、有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別の措置を講じることをもって、我が国の領海、排他的経済水域等の保全等に寄与することを目的とし、平成29年4月から10年間の時限立法となっております。

この中で、国は有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維

持のため必要な施策を策定、実施する責務を有するとしており、主な施策として、旅客定期航路、定期航空運送等各事業に係る運賃等の低廉化のほか、生活または事業活動に必要な物資費用負担の軽減措置、雇用機会の拡充等の推進、安定的な漁業経営に必要な財政支援に努めることを掲げています。

この特定有人国境離島地域には、全国の国境に接する有人離島148島のうち71島が指定されたと思われませんが、北海道は、利尻島、礼文島、奥尻島の3島のみで、天売島、焼尻島はこの指定から外れました。地理的に他国との国境に隣接していると思われませんが、なぜその指定から外れたのかその経緯もよく分からず、納得もできません。

また、この法に基づき北海道では平成29年度から令和3年度の5年間の計画期間とする特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画を策定しています。この計画においても離島交通の現況として、生活維持路線である本土とのフェリー航路の利用客数は減少傾向であるとされ、これに伴い旅客運賃及び物資輸送費が上昇し、島民生活の大きな負担となっていることから、これらの費用の低廉化が問題であるとしています。特に生活物資等は輸送コストが割高なため価格差が生じており、生活面での格差是正策としてガソリンや家庭用プロパンガス価格の低廉化のため、北海道、経済産業省、国土交通省などそれぞれが対策を講じているものの、今後は他の生活物資の価格是正が課題であるとしています。

以上のことを踏まえ、質問をいたします。

1点目、羽幌町が特定有人国境離島地域に指定されなかったことについて、北海道の他の有人離島と同様の問題を抱えているにもかかわらず、なぜこの指定地域から除外されたのか、国に対し十分な説明を求めているのか、また羽幌町としてこの結果をどう理解しているのか、町長の答弁を求めます。

2点目、特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する北海道計画の策定に当たり広く道民の意見を募集しているようだが、町はどのような意見があったか把握しているのか、町長の答弁を求めます。

3点目、羽幌町も他の離島と同じ問題を抱える町として天売島、焼尻島の現状も踏まえ、北海道等に対し離島の現状や今後の振興策等について意見を述べたものと思っているがどうか。また、それに対してどのような回答があったのか、町長の答弁を求めます。

4点目、天売島、焼尻島においても特定有人国境離島地域と同様の振興施策等の実施が必要であり、国や道に対して支援を要望すべきと考えるがどうか。また、今後この法律改正時に当たっては、国に対し天売島、焼尻島についても特定有人国境離島地域に指定するよう、同様の条件下にある離島町村とも連携して強く要請すべきと考えるが、町長の見解を伺います。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 磯野議員のご質問にお答えいたします。

1点目の特定有人国境離島地域からの除外についてであります。平成29年4月に施行されました有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法、いわゆる有人国境離島法は平成28年3月18日、議員提案により国会へ提出されたものであります。その時点で利尻島、礼文島及び奥尻島が特定有人国境離島地域の表に記載されていたものの、天売島及び焼尻島は含まれておりませんでした。

特定有人国境離島地域の具体的な基準は法令等で規定されておきませんが、国に対して、理由について説明を求めましたところ、本土からの航路距離がおおむね50キロメートル以上離れていることを基準としたとの説明があったところであります。

当町といたしましては、天売島及び焼尻島も道内の他の有人離島と同様の問題を抱えておりますことから、特定有人国境離島地域とされなかったことは残念に思っておりますが、法案を議員が提案するに当たり事前の情報提供等もなく、当初から指定を受けることは難しいものであったと理解しているところであります。

2点目の北海道計画の策定に係る意見についてであります。北海道のホームページで現在も公表され、閲覧できる状態となっており、どのような意見があったかは把握しております。

3点目の北海道に対する意見についてであります。天売島及び焼尻島は有人国境離島法において特定有人国境離島地域になっていないため、北海道が策定する計画の対象にもなっておらず、意見を述べる機会はありませんでした。

4点目の国や道に対する要望についてであります。本土からの距離が近くても陸路での移動ができないことには変わりはないため、北海道を通じ国に対し特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金に準じた財政措置を講じられるよう要望してきたところであります。

法改正の際においては、天売島及び焼尻島も特定有人国境離島地域に位置づけられるよう、同様の条件下にある離島町村とともに連携し、要請していけるよう調整してまいりたいと考えております。

以上、磯野議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 昼食のため休憩します。

休憩 午前11時33分

再開 午後 1時00分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） それでは、再質問させていただきます。

まず、この有人国境離島ですけれども、そもそも国内の有人離島というのは416島あ

るのですけれども、その中でこの有人国境という定義に当てはまる離島が148島あります。そのうちの継続的な住居が可能となる環境整備を図ることが地域社会を維持する上で特に必要と認められる離島を特定有人国境離島として71島指定したわけなのですけれども、そもそもその国境離島という定義については法律上領海基線を有するものということで法的な定義があるのですけれども、答弁の中で町長おっしゃったように特定有人国境離島の定義って法的にはないことはもう御存じのとおりです。

その中で、答弁の中で、町長の答弁で、この法律が提案されるに当たり事前の情報等提供もなく、当初から指定を受けることが難しかったと理解しているとあるのですけれども、ちょっと確認したいのですけれども、これ28年4月に成立させて、29年の4月に施行ということなのですけれども、この施行まで全くその情報とかが入ってこなかったということなのでしょうか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） おっしゃるとおりでございます

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） あと、この時点で、入ってきた時点で疑問が湧いたと思うのです。なぜその天売、焼尻だけが外れたかという。

先ほど答弁にもありましたけれども、おおむね50キロということですからかなり私はこの法律も随分大ざっぱなと思うのです。法律で指定するに、法律の中には載っていないのですけれども、多分運用の中でなのです、これ。おおむねなんていう文言が出てくるのかなという、ちょっと考えています。だから、ぜひその時点で疑問というのが浮かんだと思うのですけれども、この50キロということを考えて、答弁の中でフェリーという、フェリー航路ってあるのです。町長、そのときに多分僕も疑問に思ったのです。疑問に思わなかったのかと思うのですけれども、本来国境といったときにやっぱり最短距離を国境というのではないかと。フェリーでぐるっと回ったところを国境とは言わないのではないかと思うのです。もし最短距離で見るとすれば、利尻、礼文も天売、焼尻も奥尻もおおよそ30キロなのです。ただし、フェリーは利尻、礼文は稚内から出るので、大体50キロを超す。それから、奥尻の場合江差から出るので、やっぱり50キロです。この辺を町長がなぜフェリーだったのかという疑問を持ったと思うのですけれども、その辺の部分に対しては国等に対して何らかの説明は求めたのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 私も思ったところでございますけれども、当町は目の前にあって近いということかなというのと、聞いても議員立法で決まったことだということでございます。そういうくくりだという説明でございましたので、それ以上話としては前へ進むものがなかったということでございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） その辺はここで論議したところで、もう法律というか、その運用



の中でどっかで線を引きましたと言われたらそれっきりの話なのです。

その特定から外れた部分ということで、要するに148島のうち77島が外れたわけなのですけれども、これ普通に考えると半分以上外れたので、その中に入ってしまったのかなというふうになんとなく僕も最初思ったのですけれども、ところがこれよくよく調べると、例えば148島のうちこれ日本海側に54島あるのです。利尻、礼文から九州の五島列島まで合わせて54島あるのですけれども、外れたの僅か4島なのです。天売、焼尻と山形県の飛島と新潟の粟島だけなのです。残り太平洋側なのですけれども、太平洋側で94島が太平洋側にあるのですけれども、太平洋側でかなり外れたかなと思うのです。太平洋側で何島が特定に含まれたかというとなんとなく21島なのです。では、残りはというと、よくよくこれ見ると沖縄県、それから奄美群島、それから小笠原諸島、これらはそもそも既存の特別振興法があるのです。だから、もともとあるので、この特定国境有人離島には含まれなかったということなのです。それを除くと、太平洋は僅か10島なのです、この特定から外れたのは。しかも、よく見ると例えば北海道の厚岸小島も外れているのですけれども、厚岸小島ってそもそも7月から9月の間漁師が20人ぐらい行って、当然フェリーも、定期航路も走っていないと。それから、仙台沖の金華山、これは神社があるだけで、その神官が神社を守るために5人だけ住んでいて、渡し船で渡るだけで、当然定期航路もないと。それから、九州の大島、築島なのですけれども、この大島というのは2015年に80過ぎの人が1人住んでいたと記録があるだけなのです。当然フェリーもない。それから、築島についても陸から僅か200メートルのところにあるので、渡し船があるだけで定期航路もないと。それらを外すと、残るのは伊豆諸島の北部の5島と四国、高知の沖の島が同じような、やっぱり20キロ、30キロぐらいのところには6島あるのです。伊豆、北部地域が5島、沖の島1島と。これ日本海と合わせると僅か10島が外れたのです。本当に指定から外れたのです。

これいづれ法の改正とかがあってあるということも僕申し上げたのですけれども、これを例えば法律改正しなくて運用で決めるのであれば、例えば20キロというふうにするれば、この10島全部含まれるのです。そうすると、同じような問題を抱えているその10島がかなり助かるという部分があるのです。ですから、ぜひこれについては、町長、今の私の言ったこともご理解いただいたのであれば、今後いろんな会議だとか、特に地元選出の国会議員とかと会う機会があったら、何とか20キロに運用を変えてもらいたいと。そうすれば全部救われるということをやぜひ強く申入れしてほしいと思うのですが、いかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 数については存じ上げませんでしたので、参考にさせていただきたいと思っておりますし、おっしゃっていることはそのとおりで、私も疑問に思って聞いてみたり、また全国離島振興協議会等に出たときにも聞いてみたりしてみましたが、やはり議員立法ということでできてしまった以上、もう駒井君、10年は無理だぞという代議士のベテランの先生もおっしゃってまして、またご指摘の中の離島の村長さんも一緒に頑張る

うということも動いたこともありましたが、残念ながらやはり議員立法でできたものはすぐは動かないということで諦めてはみましたけれども、ほかのことで何とか続けられるものはないか、そういったもので努力しようということによってやってきておるところでございます。

また、医療については再三皆さんからもご指摘いただいているとおり、北海道のほうで道立診療所ということで担っていただいておりますし、北海道ほど、日本海側のほかの3島、4町はそれぞれ診療所等を持って自前でやっているというようなことで、小さいがゆえにどうしてもいいというのではなくて、小さいがゆえに北海道で見てもらって、そういう部分も多々あるのかなというのはこの5年間の実績ではないですけれども、私の勉強してきたところでございますので、また至らない、足りないところがあればご指摘いただければ、それについてはまた何か努力する道、方向性がないか考えてみたいと思いますので、特定がついていないということを知ってから何もしていなかったということではないので、申し上げるような特定な成果はございませんが、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） その辺のところは理解を、お互いに同じ理解だと思うので、ぜひ強く今後とも会議とかで言っていただきたいのですけれども、答弁の中で特定有人国境離島の地域社会の維持に関する北海道計画というのを私述べたのですけれども、その中での質問をしたのですけれども、それについて答弁の中で計画を策定する対象になっていないため、意見を述べる機会がなかったということで答弁をされているのですけれども、これについては平成24年に設置された北海道離島振興対策会議というのがありまして、それにその上で、その中で、この北海道計画に沿って利尻島、礼文島、それから奥尻島の地域指定ごとの計画の進捗状況や課題を把握し、今後必要な対策の検討、実施に努め、計画全体の推進管理を図ることとあるのです。この北海道離島振興対策会議の中のメンバーには当然羽幌町長も入っているということは見ているのですけれども、入っているはずなのですけれども、こういう会議で町長は述べる機会がなかったと言うのですけれども、直近では2月27日に札幌で北海道離島振興協議会の総会等も開催されたのですけれども、こういう場で本当にその意見を述べる機会が全くなかったのか、またその中ではどのような議論をされたのかお聞かせ願います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 全道離島の会議の中では、議論する場というのはございませんでした。ただ、私が個人的に聞いたり、それから道の担当者をお願いしたりしたことはございましたが、ありませんでした。

それから、先ほど言った平成24年でしたら私就任前でございますので、当時の担当者からそういう会議があった旨の説明等もなかったことから知らなかったというのが本当のところでございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 確かに24年時点ではそうでしたけれども、24年に設置されて、それ以降ずっと継続されているので、そのメンバーには今の町長、駒井町長も入っているのだと思うので、その辺は確認していただきたいです。

この北海道計画を見ますと、当然町長も御覧になったと思うのですが、利尻島、礼文島、奥尻島の現況と課題についてということで、それぞれの島でいろんな課題等が上げられているのですが、天売島、焼尻島ともほとんど同じ共通するような問題ばかりなわけなのです。その中で一つ、一番僕が気になったのはフェリー運賃の部分、旅客運賃の部分なのですが、これその北海道計画の中でJR相当額ということで29年度から実施されているわけなのですが、ちなみに稚内鴛泊間、現状の一般普通料金が2,500円のところ、それまでは住民割引が利いて1,520円だったのですが、20年4月からこの地域社会維持交付金というものを活用されて、1,130円だったのです。稚内香深間は普通運賃が2,800円で、通常の住民割引ですと1,680円のところ現状では1,340円。それから、江差奥尻間、普通運賃が2,860円のところ、住民割引が今までは1,680円があったのですが、現状のその地域社会維持交付金を活用することによって1,340円になっています。これ天売、焼尻の話を中心としますと、羽幌天売間というのは普通運賃で2,330円です。島民割引があって、天売の方々には1,600円支払っていますけれども、これももしJR運賃になるとかなり安くなるのですが、ざっくり30キロぐらいで、町長、どのぐらいになると思いますか。もしJR運賃並みになったとすれば、羽幌天売間は、どのぐらいというか、どのぐらいだったら島の人も喜ぶだろうなと思われませんか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 計算したことはないのですが、交通料等で会社の経営等もございまして、何とも言いようがございません。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） ほかの離島においては、この地域社会維持交付金を使ってJR並みということでやっているのです。これ30キロというと旭川深川間なのです。およそ30.2キロあるのです。それに当てはめると750円なのです。これ羽幌天売間で約30キロ。これ750円になるとすると、これは島民にとって大変ありがたい。

特に今はもう船に乗る人、ほとんど通院の人が多いのです。そういう人たち必ず往復しなければならぬですから、往復しても1,500円ということになると大変ありがたいと思っています。

ぜひこれ今後離島振興対策会議等で問題を提起して、先ほど言った特定離島に指定されなくても何とかほかの道なり、そういうところの補助金を使って、例えばその運賃補助をフェリーに対してしていただけないかということをお願いしたいのですが、その辺のところは町長いかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今磯野議員から出たのはJ R並みにというお願いをしたほうがいいのではないかと、してほしいということだと思いますが、これにつきましては昨年内閣府のほうへ中央要望ということで特定有人国境離島の3島の4人の町長さんと誘っていただいたので、同行させていただいて、話を伺っていたところ、J Rが昨年値上げを決定しまして、それに伴いましてハートランドフェリーも値上げをしたということが起こりまして、J R並みだということは値上げも同じことで当然でしょうと。

それで、内閣府の担当者のお話では、全国一律に特定有人国境離島ということでJ R並みというお話でしたよねということで、当時そういう決まりをつくった以上、北海道だけがJ Rが値上げしたので、大きな値上げとなったというようなことはほかの離島からもどうやって言われるか、どういう判断が来るかちょっと難しいものはあるので、北海道だけ特別扱いという話には今の条例といいますか、法律といいますか、そういった類いの縛りからはできないということをございまして、私は逆に帰ってから落ち着いて考えますと、今おっしゃられたJ R並みに扱われていると、もっと大きな値上げの対象になったのかなというような感じもしておりますし、なかなか特定有人国境離島というくくりも難しいものだなというふう感じたところをございます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 私の質問の中の答弁の中で、町長の答弁で、北海道を通じて、国に対し特定有人国境離島の地域社会の維持に係る交付金に準じた財政措置を講じられるよう要請してきたとあるのですけれども、今フェリー運賃の話もしましたけれども、ほかにもし具体的にどのような要請をしたのか、あったら教えていただきたいのですが。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 特定有人国境離島に準じた交付金のお願いということで、離島活性化交付金でありますとか、そういった類いのものは同じようなあれでやっていただいているなというふうな感じを持っております。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） その北海道計画の中でも出てくるのですけれども、私もあれを読んでいて、今の具体的な天売、焼尻の部分と利尻、礼文もそうですけれども、一つは、やっぱり一番大きいのは生活物資の輸送費がかなりウエートを占めるのだらうと思っているのです。中でも燃料輸送の問題が大きいのですけれども、現在ガソリン価格等については経済産業省が実施している離島のガソリン流通コスト対策事業というのがあるのですけれども、それで運賃が補填されています。ほとんど全額補填されて、低廉化が図られています。

それから、また家庭用のプロパンガスについては、北海道が実施しているプロパンガス価格安定事業というのがあって、それもほとんど全額運賃が補填されるのです。その中で、私はほかにそういう生活物資の中で何が重要なかと考えたときに、天売、焼尻の場合、一つは灯油の問題があります。これ全くほかの何の補填にも当たらないのですけれども、こ

れ利尻、礼文なんかと比べてもはるかに深刻であるというふうには実は考えています。

北海道は、離島に限らず半年冬ですから、11月から4月までストーブをたくために灯油もかなり使うのだろうと。そのほかにお風呂だとかも全て今は灯油ボイラーですから、そういうのを使うのですけれども、ただこの北海道計画を見ると、まず奥尻については価格差がないというふうにはっきりうたっているのです。生活物資について価格差はない。利尻、礼文についても、灯油を含めた燃料輸送費の問題として取り上げたのです。特に灯油が大きな問題としては取り上げていないのです。

これなぜなのかなと思って実はちょっと調べてみましたら、利尻、礼文については灯油はタンカーで運ぶのです、一遍に。ですから、利尻に寄って、利尻富士町に寄って、礼文町に寄って、また稚内とかと寄るのだらうと思うのですけれども、多分その一つ一つの町の部分でタンカーの運賃を割り返すとなかなか難しいのだらうとは思っているのです、利尻、礼文においては。ただ、天売、焼尻の場合はまともにその空のタンクローリーをフェリーに積んで、それに灯油を満タンにして島に戻って配送するということなので、灯油のタンクローリー大きさにもよるのですけれども、今焼尻にある3,000のタンクローリーで約1万ちょいかかるのです。往復で2万かかるのです。それが全てリッターに上乗せしていくものですから、大体7円前後の送料がかかる。それにプラス離島でやはりタンクローリーを持つということはそれなりに経費がかかるので、かなりの割高になるのですけれども、これは特に島の人にとってはもちろん食料品もそのとおりなのです。ただし、食料品だとかは、例えば衣食に関しては防衛手段があるのです。例えばネットで取るだとか、それから食料品に関しては何件かまとめてホクレンから取るだとか、そういう防衛手段もあります。ただし、それは島の店はどうするのだという問題はちょっとこちらへ置いておいて、そういう防衛手段があるのですけれども、灯油に関しては全くその手段がないのです。ですから、何とか今の特定の部分の法的な支援でなくても、例えばプロパンだと北海道単独でやっていますから、そういうことで灯油の支援というのは何とかできないものかというふうにはずっと思っているのです。これ今後の問題としてぜひ町長にそういう会議で、離島振興協議会等の会議があったときに何らかの発言をする機会があったら、ぜひそれは灯油の部分というのは大きな声で提起していただきたいのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 発言の機会があれば、申し述べたいと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） ぜひ本当に灯油というのは、結構私らにしてみると、羽幌よりかなり8円から10円ぐらい高い部分ですので、かなり生活の経費として大きなウエートを占めるので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

もう一度、建築資材の部分があります。例えば自宅をリフォームしたいとか解体をしたいと言っても、通常の価格にプラスそういった資材をまず運び込む、それから運び出す

という部分が大きなネックになるのですけれども、この辺は例えば北海道でも国でもいいのですけれども、町としても何らかのそういった送料に関して補填という方法もあるのではないかと思うのですけれども、町長いかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そのこの部分につきましては、特定と有人国境離島との質問とはちょっと外れるのかなと。当町も議員のおっしゃるようなことは様々とやってきているつもりでございますし、今後また別な機会ですそういった質問にも答えていきたいと思っておりますけれども、よろしく申し上げます。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 町長ちょっと外れるのではないかとおっしゃっていましたが、これ北海道計画の中でこの建築資材の輸送というのは北海道計画に載っていますから、やはり同じ全部の離島が抱える問題ですので、何とかほかの財政措置もあればという意味で質問をしたのです。その辺はいかがですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 機会があれば当然お願いなり質問なりしてみたいと思っております。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 国境ということ考えたときに、日本の場合、島国なので、じかにその国境を接して隣国と争うだとかということはほとんどしたことがないので、なかなかびんとこない部分も私たちもあるのです。そんな深刻な経験というのは特に戦後ほとんどないというふうに感じているのです。

そういう中で、特に最近日本海側ですけれども、ロシア船だとか韓国、それから北朝鮮それから中国、そういう国境を接している中で、違法操業とかが非常に多くなってきている。今は主に大和堆で操業しているのですけれども、これほとんど報道等もあまりされないのですけれども、水産庁の資料があるのですけれども、日本海で平成30年に日本海の大和堆において水産庁が退去警告を出したのが5, 315回なのです。それほど多くの船がその大和堆に入ってきているという現実があるわけなのですけれども、その大和堆の魚を取り尽くした後は、多分武蔵堆に入ってくるというふうには私は思っているのです。いや、もう既に入っているのだらうと思うのです。武蔵堆というと、もう天売の西北僅かなところですから、そこに入ってこれたら、本当にどうするのかなと思うのですけれども、現にここ何年かで焼尻島にも、あの予算書にも載っていますけれども、北朝鮮と思われる船が2隻ほど着岸して、町のほうとしてもそれを撤去する費用も予算に載せているのですけれども、今後多分その武蔵堆で漁をして例えば遭難したり、台風が来て避難するとなると、西風に乗ってきます。必ず天売、焼尻入ってくるのです、沖に。もしこういうものに例えば打ち上げられて、そこに打ち上げられて避難した人が、人が乗っていたとした場合、これはどう我々も対処していいかよく分からないです。保安庁なのか、警察なのか、町なのか。現実その場でやるの誰なのかということで、こういうものはマニュアル等もできて

いなければならないと思うのですけれども、町としてはマニュアル等はないのですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） これも特に特定と、有人国境離島とはちょっと離れるかと思いますけれども、漁業については水産庁のほうですし、ご指摘のことにつきましては海保なり警察なり、あとは防衛省なりというようなことで、そういった機会のときにはお願いに歩いたりしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） 昨年ですか、一昨年ですか、松前小島でもうそこへ住んでいて、中のものをみんな持っていったというケースが実際に起きているのです。ですから、早急に町としては道なり国なりとも検討をして、やっぱり地元に住んでいる人にとっては、そこにもしも北朝鮮の人がいたら、どうしていいのか全く分からない。せめて役場のほうで誰かがやっぱり音頭を取って、マニュアルをちゃんとつくって、すぐ例えば連絡網で保安部に連絡する、警察に連絡するということが必要なのではないかと思うのですけれども、その辺ぜひマニュアル等もつくっていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（森 淳君） この質問を受け付けますが、件名が天売、焼尻島に係る離島振興策ということですから、ここに関することについてはこの程度に留めていきたいと思いません。

町のほうで何か答弁があればお願いします。

町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） そういうことにつきましても、機会を見て検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 2番、磯野直君。

○2番（磯野 直君） いろいろと質問をしてきましたけれども、私の言いたいことは分かっていると思うのです。やっぱり同じ離島ということで、同じ生活だとか、いろんな問題を抱えていますので、質問の中でも言いましたけれども、これから先10年ほど法律改正はないだろうということだったので、ぜひ同じような条件にある特に日本海にあるこの飛島、粟島というのは同じような条件ですので、できればそういう国の会議等があったときには、やっぱり同じ問題を共有して、特に粟島なんかは多分たしかフェリー、高速船が行ったりして羽幌町ともつながりがあると思っています。ですから、ぜひそういう会議に出るのは町長だけですから、あとは議長もそういう全国離島議長会とかがあってあるのですけれども、議会とも町も手を合わせて、こういうほかの離島と一緒に国に、1町だけで言たってなかなか国は動かないと思うので。せめて日本海のこの4島だけは一緒になってそういう国を動かす、国会議員なんかを動かしていただきたいと思うのです。

これは最後の質問なのですけれども、よろしくお願いします。

○議長（森 淳君） 答弁は。

○2番（磯野 直君） 答弁をお願いします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 名前が出ましたので、粟島浦村というのと飛島でございます。飛島は山形県酒田市。今議員おっしゃった粟島浦の本保町長さんから30年だったと思えますけれども、ご指摘のような事案が粟島浦でありまして、そのときに一緒にやろうと言って動いたのはあらあら一番最初の答弁に載っている部分に入っております。そのときの経過が歯が立たなかったと。簡単に言えばです。ちょっと簡単過ぎるかもしれませんが、そういう状況でございました。

また、過去に議員からもご指摘いただきました離島の住民の急患搬送で、最終的には自衛隊だよということで自衛隊にも随分行っておりますし、自分自身ではちょっとあれですけども、無駄遣いかなというぐらい富士山の総火、総合火力演習にも行って、去年の陸上幕僚長に挨拶したときも、天売、焼尻羽幌町ということで名刺交換させていただきましたら、聞いていますからというふうに言っていました。今の北部方面総監、ちょっと名前忘れてしまって出てきませんが、の方は第26連隊に最初に赴任されまして、任地を去るときには天売、焼尻を旅行してから奥さんと2人で帰ったという記憶を持っております。非常に私もいい島だなというふうに思っておりますということと、今留萌の26普通科連隊の連隊長さんも、昨年訓練等でちょっと中身については分かりませんが、来る予定がしけど、第2中隊が渡れなくなったのですけれども、令和2年度につきましても、訓練か何か中身は分かりませんが、また調査に伺いますからというふうに言われておりますので、非力、微力ではありますが、そういった系統のことに関しましても、機会があればまたお願いなり、要請なり、あるいは簡単ですが、名刺交換なりということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（森 淳君） これで2番、磯野直君の一般質問を終わります。

次に、4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 地方創生について質問をします。

国では、まち・ひと・しごと創生法が平成26年11月に成立し、羽幌町でも平成27年10月にまち・ひと・しごと創生総合戦略が策定されました。その中で、人口減少対策に効果的な移住、定住の促進、活発な産業づくりの担い手となる若年層の流出防止対策に向けた取組が羽幌町で行われており、全国各地の自治体でも同様に対策や事業の取組が行われているように認識しています。第1期総合戦略が今年度で終了し、令和2年度より第2期総合戦略がスタートするところですが、第1期が人口減少問題に向き合った期間と考えるのならば、第2期では羽幌町が掲げる4つの基本目標の達成に向けた取組を実施していかなければならないように思います。しかし、その一方で人口減少は今に始まったことではなく、これまでと同様に自治体の課題として取り組むべきとも思うことから、今地方の再生ではなく創生が求められている中で、情報、資金、人材の活用や地域経営の視点等で各施策の実施に向け、今後また新たな手法等で取り組んでいかなければならないと考え



ます。

そこで、第2期総合戦略で羽幌町が掲げる4つの基本目標の達成には、移住、定住の促進と若年層の流出防止、そしてそれらに共通する子育て支援策の充実、教育環境の整備が重要であると考え、以下の質問をします。

1、移住、定住の促進や地方創生に向けた取組は、いかに情報発信と情報収集に取り組むかが重要となるが、これまでの取組状況と、今後どのような取組を実施していくのか。また、新たな事業等は考えているのか。さらには、他の自治体でも行われているお試し住宅の設置や就業体験メニューを設けるなどの移住体験事業は実施しないのか。

2、産業間連携による雇用機会の創出や、羽幌町でもできる通年での仕事づくりなどは、移住、定住施策として効果的だと思うが、どのように考えているのか。

3、子育て支援策の充実と教育環境の整備は、移住、定住、若年層の流出防止には必要だと考えるが、新たな子育て支援策は第2期総合戦略には盛り込まれていない。また、教育環境についても不安を抱えている保護者も少なくなく、今後の子育て支援の拡充も含めた新たな支援制度、学力向上へのさらなる取組やICTの活用などの教育環境の整備等についてどのように考えているのか。

4、国の方針の中に新たな視点として、地域経営の視点で取り組むと示されているが、羽幌町はどのように取り組んでいくのか。

5、各施策や第2期計画期間中に新たに追加する事業に対する財源の確保はどのように考えているのか。

以上です。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 阿部議員のご質問にお答えしますが、ご質問3点目、教育環境の整備につきましては、私の答弁の後教育長からご答弁申し上げます。

それでは、1点目の移住定住の促進や地方創生に向けた取組についてであります。これまでには主に道内外の都市部における各種イベント等への参加を通じて、当町の移住、定住関連情報の発信や情報収集に取り組んできたところであります。今後におきましても、情報発信などを継続していくほか、新たな取組といたしまして町内の求人情報や空き家情報を集約し、ワンストップで情報を提供できる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

また、移住体験につきましては、お試し住宅などの受入れ態勢や施設整備が必要となりますが、議員ご質問のとおり就業体験等と併せて実施することが効果的と考えておりますことから、町内各産業の関係機関と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の雇用機会の創出や通年での仕事づくり等についてであります。当町においては農業をはじめ漁業、林業、建築業、水産加工業など、どの分野においても人手不足であると認識しておりますが、産業間連携による労働力の融通等の体制を整えば労働力の確保や年間を通じた仕事づくりにもつながり、効果的な移住、定住施策と進められるも

のと考えております。留萌管内におきましても一昨年設立されました留萌管内働き手対策検討会の中で管内の現状把握や労働力人材確保のための労働力融通システムの検討が進められているところであります。昨年は試行的に農業と水産加工業との労働力マッチング事業が行われ、天候などの状況により労働力が必要な時期にうまく連携できない事例や、勤務時間や給与等の就労条件での双方のニーズが一致しない事例など、改善すべき課題が多く出され、マッチングによる労働力の融通は難航している現状にあり、今後も課題調査や検討を行い、外国人材の確保や定着に向けた労働環境、受入れ環境の整備を行うこととしております。当町におきましても、働き手対策検討会の検討状況を参考にしながら、当町に合った形の産業間連携について引き続き関係団体と協議してまいりたいと考えております。

3点目の今後の子育て支援策の充実についてであります。次期戦略の中に新たな事業は掲載しておりませんが、施策として出産までの支援や子育て環境の充実などを上げており、子育て支援センターにおいて実施している事業を充実するなど、今ある資源等を活用し、子育て世帯のニーズに対応した支援を実施してまいりたいと考えております。

4点目の地域経営の視点での取組についてであります。総合戦略全体が地域経営と認識しており、特に人材の確保、育成が重要な要素と考えております。人材につきましては、現在地域おこし協力隊として職員を募集しているところでありますが、1点目のご質問で答弁申し上げました求人情報や空き家情報等の提供のほか、移住、定住促進に係る企画、実施の業務を担っていただきたいと考えており、それらの業務を第2期羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる様々な事業とうまく連携、活用しながら取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の資源の確保についてであります。既存の事業と同様基本的には国庫補助金など特定財源の確保を図り、不足分については一般財源で対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 続きます。私から3点目の教育環境の整備についてお答えいたします。

今後の学力向上へのさらなる取組についてであります。学力向上は日頃からの積み重ねが非常に重要であると考えております。このため各学校において教員の皆さんが児童・生徒への適切な指導に努めているところであり、また家庭における学習環境も重要であることから宿題等の課題を準備し、家庭学習の機会を提供するよう努めているところであります。今後も引き続き学校全体及び児童・生徒個々の課題を掌握した上で授業改善を図り、また家庭や保護者に理解と協力を求めるなど、地道な指導と児童・生徒の意欲向上により学力向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、ICTの活用など教育環境の整備であります。今年度羽幌小学校と羽幌中学校

のパソコン教室にありますパソコン端末を入れ替えておりますが、機器といたしましてはタブレット型端末として利用可能なものを導入し、ICTが活用しやすい環境を整備したところであります。

また、国におきましては昨年12月、世界的に日本のICT教育に係る環境整備が遅れている状況から全国一律のICT環境の整備が急務といたしまして、児童・生徒1人1台利用できるパソコンなどの情報端末配備と校内の児童・生徒が一斉にパソコンを使用した場合に耐え得る高速大容量通信ネットワークについて一体的な整備を図るものとしてGIGAスクール構想が打ち出されたところであります。

具体的には、国の補正予算に基づき、通信ネットワークについては今年度、または次年度における整備が交付金対象とされておりますが、現在次年度での整備に向けて、各校の状況に応じた整備方針と概算事業費の精査に努めているところであります。

また、情報端末については、令和5年度までの段階的な整備が可能とされておりますことから、当町の方針がある程度まとまりました段階で改めて議員の皆様にご説明させていただきたいと考えております。

以上、阿部議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時47分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） それでは、いただきました答弁に沿って再度質問をさせていただきます。

令和2年度より第2期羽幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略がスタートしますが、今回後の取組方であったり、僕からの提案等も含めて今回一般質問させていただきました。また、再質問の中でも具体的になるかどうか分かりませんが、また提案等もしながら再質問のほうに入りたいと思います。

それでは、まず1点目の情報の発信と情報収集についてですが、答弁にありました新たな取組として町内の求人情報や空き家情報を集約し、ワンストップで情報提供できる仕組みを構築していきたいとのことですが、まずこれは町のホームページの中でそういった情報を発信していくということによろしいのかどうかお聞きします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

議員ご質問の4点目の答弁にもございますとおり、現在地域おこし協力隊として募集をかけております。現時点においてまだ募集のほうないのですけれども、もし募集いただき

ましたら採用する、しないという前提がありますけれども、その中で細かい部分というのをだんだん詰めていけばいいのかなと。当然周知の方法といいますと大体はホームページが最初になるのかなと、そういう気はしております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今の答弁でいきますと、まだそこまで具体的な部分というのではなく、地域おこし協力隊の方が決まり次第そういったことも考えていくということでしょうけれども、移住、定住に関しては町のホームページというものもやっぱり移住者、移住希望者が見る部分ありますので、そういった部分である程度今後地域おこし協力隊の方が来る、来ないにかかわらず、ある程度リニューアルもしていったほうがいいのかとも思いますけれども、その辺改めてお願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおり、そういうことで検討してまいりたいと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） それと、移住、定住や地方創生に関しては情報の発信については現在もホームページ上での文章であったり画像、写真等であったり、また答弁にもありましたように移住、定住関係のイベント等に参加してパンフレット等を配布していると思えますけれども、先ほどホームページのリニューアルという部分でも話をしていきたいと思うのですけれども、移住、定住の促進に向けてはPR動画、そういったものも活用したり、町のホームページのほうで発信していったり、例えば今SNSの時代ですので、フェイスブック、ツイッター、インスタ、そういった時代に合った情報発信というものも考えていったほうがいいのかとも思いますけれども、その辺どのようにお考えかお願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

一応移住定住のパンフレット去年リニューアルいたしまして、去年といたしますか、今年度なのですけれども、その中では一応動画のほうに飛ぶといたしますか、そういったバーコードリーダーをつけております。これでいいということはないと思います。できる限りやれることはやっていきたいなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） できる限りやれることはやっていくということですが、では町のホームページ等で動画も、そういったもの、PR動画等をアップしていくのか、その辺も改めてお願いします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

ちょっとこの場でできる、できないというのはちょっと言いにくいのですけれども、そ

の辺も含めて検討していきたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今すぐ答弁しづらい部分もあるでしょうけれども、やはり他の自治体、本当に移住、定住に力を入れている自治体等では、本当に動画のアップ等をしているので、ぜひそういったところも参考にしながら取り組んでいただければと思います。

今まで町外に向けての情報発信といったことだったのですけれども、やはり町内に住んでいる方に対しても地方創生であったり、人口減少問題、こういったことについてやはり考えてもらうことも必要なのかなとも思いますけれども、町外だけではなく、この地方創生ですので、町全体として地方創生に向けた取組をしていく上での町内に向けての発信という部分は、その辺はどのようにお考えなのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

町内に向けて具体的にこれをということではないのですけれども、まちづくりとしまして全般的に常にそういうこと、魅力あるまちづくりといいますか、そういうことには常につながっていくのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） どうして町内に向けた発信をと言ったのかといいますと、昨年議会のほうで行政視察で上士幌町のほうに伺ってきました。そのときにも町内の中で地方創生に向けた学習塾、そういったものもやっていますし、どんどん、どんどんこの地方創生に向けた機運を高めるという意味でもいろいろな場を通じて、ぜひ町内の皆さんに周知していただければと思いますので、その辺改めてよろしくお願ひします、答弁。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

そういったただいま議員からいただいたご意見ですとか、そういったことも参考にしながらこれから検討してまいりたいと思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 次に、移住体験のほうに移りたいと思います。

まず、お試し住宅について質問しますが、お試し住宅他の自治体でもやられているところがありますけれども、利用方法であったり、そういった部分いろいろと課題があるのだといった話も聞いていますけれども、お試し住宅と第2期の総合戦略にちょっと絡めて質問をさせていただきますけれども、第2期総合戦略の中に空き家等をサテライトオフィスへと活用とありますが、お試し住宅とちょっと離れてしまうかもしれないですけれども、そういったことを考えているのであれば、空き家対策であったり、空き店舗対策と併せて、できるだけ早く調査したり、取り組んでいくべきかなとも思いますけれども、その辺改めてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

これも先ほどの4点目の地域おこし協力隊の方に全体的に考えていただきたいかなというふうに考えております。それで、サテライトオフィスですとか、そういった部分、まず場所からなのですけれども、具体的にここでやりたいとか、そういったこともまだちょっと構想にないものですから、それらもひっくるめてこれから検討してまいりたいと考えています。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 課長からの答弁ですと、何かこの4点目の地域おこし協力隊の方が来てもらわない限り進まないのではないかなという心配もありますけれども、その辺例えば来なかったら来なかったでやはり進めるものは進めていかなければならぬのかなと思いますけれども、その辺改めてお願いいたします。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） 議員おっしゃるとおりで、昨日もその辺課の内部で、このまま待っているだけでは駄目だなということで話しておりまして、認識はしているのですけれども、具体的にどうこうというのはちょっともう少し時間が必要かなというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひ課の中でいろいろと調査していただきながらも、本当に早くできる部分については早く取り組んでもらいたいと思いますし、この4点目の部分はまた後で質問をさせていただきたいと思います。

次に、就業体験についてですが、答弁の中では町内各産業の関係機関と協議しながら検討をしていくとのことですが、まず確認としてお聞きしますが、第1期総合戦略の中でもこういった話が出てきていたのか、就業体験について出てきていたのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

第1期のほうでは出てきておりません。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 第1期の中では出てきていないということで、第2期の中で考えていただければなと思います。

それに絡めてちょっと次の2点目のほうに移りますけれども、産業間連携による雇用の創出や羽幌町でもできる通年での仕事づくり等について質問しますが、先ほど言いました1点目の就業体験にも絡んでいますが、羽幌町の中では労働力不足が懸念されています。ですが、その反面働きたいけれども、仕事がないといった声も聞こえてきますが、答弁の中でも様々な面で雇用する側、される側、双方のニーズが一致しないなど改善すべき課題を認識しているとの答弁をいただいております。

そこで質問をしますが、現在羽幌町の助成制度として雇用促進助成制度であったり、少し中身は違うかもしれませんが、資格取得に対しての人材育成支援事業補助金等の助成制度、補助制度をこういった課題と照らし合わせながら、制度の中身を変えていたり、また新たな助成制度、補助制度等を考えてみてはいいのではないかなとも思いますけれども、その辺いかがお考えかお聞きします。

○議長（森 淳君） 商工観光課長、高橋伸君。

○商工観光課長（高橋 伸君） お答えいたします。

今、ただいま議員がおっしゃられた雇用の部分でいきますと、産業間連携ということで、例えば農業と建設業ということで、冬と春のやりくりということにはなるのですが、雇用の事業からいくと新たに雇ったということになるので、その制度にはちょっと合致しないのかなという気はしております。仕事がないときにその資格を取るという部分でいくと、今やっている制度ではいろいろと救える部分があるのかなと。ただ、これから産業間連携ということで、先ほども言っているとおり双方のニーズが一致しない限りちょっと続けるのは難しいのかなというところも考えておりますので、うちのほうに合った、羽幌町に合った形でのマッチングというか、そういうのは探していきたいとは思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 今課長からも答弁ありましたように、雇用促進助成制度、これについては通年で働いて、1年通して働いて初めてそういった制度に合致する部分もあるのでしょうかけれども、やはりこうした労働力不足と本当に働きたいけれども、場所がないという実際声もありますし、またこれが移住、定住にもつながっていくと僕は思っていますので、現制度の中身を変えるのが難しいのであれば、新たなそういった制度等も今後調査していただければと思います。

次の3点目のほうに移りますけれども、子育て支援の充実と教育環境の整備についてですが、まず子育て支援についてお聞きします。

答弁では、今ある資源を活用し、子育て世帯のニーズに対応していきたいとありますが、今まで僕が過去に質問してきたのが子育て世帯に対しての経済的な支援、例えば出産祝金であったり、紙おむつ購入助成券、あと金木議員が以前質問していました給食費の無償化や高校生までの医療費無償化、あと保育料完全無償化などといった経済的支援について、今まで様々な議員の方が質問をしてきましたが、これらは移住、定住対策に取り組んでいる自治体はどこも実施しています。

返ってきた答弁に沿って質問しますが、羽幌町としてはこうした経済的な支援ではなくて、あくまでも子育て支援の質や内容で支援していくというお考えなのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

経済的支援のほうは、今のところは考えていなく、議員おっしゃるとおりソフト的な面を中心に側面支援といいますか、その保護者さんの心のケアといいますか、そういう環境づくりのほうに重点を置いて事業実施を展開しているところではあります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 羽幌町の子育て支援の方向性というものを今答弁いただきまして、改めて確認できたのですけれども、答弁の中にあります今ある資源を活用することですが、多分これは人材であったり、施設等のことだと思いますが、ここで質問をしますけれども、妊娠出産のケアであったり、一時預かりであったり、あと子育て支援センターでやられている事業等は、今あるキャパで足りるのか、また人材の確保であったり、それらにかかる費用や人件費等、その辺どのように認識、または調査されているのかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

今現在子育て支援センターには、嘱託職員を含めて5名を中心に展開しておりまして、保健師等、健康支援課になりますが、保健師や臨床心理士と協力しながら事業を運営していますので、人材的には現状のところ間に合っていると認識しております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 子育て支援センターに関しては現状間に合っているということですが、例えば保育の部分、これから保育料無償化、今もうなっていますけれども、そういった場合は移住、定住やはり共働きで働きたい、そういったことも考えられますけれども、その辺現状としてはどのようになられているのかお聞きします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

保育園や幼稚園につきまして、人材のほうは不足しているという意見もございまして、本町におきましては保育士の修学資金ということで確保しようという事業を行っておりまして、今年度、令和2年度から今回の議会に計上しておりますが、幼稚園のほうにも保育士も確保して環境整備をしようということで現在幼稚園のほうについても修学資金の対象ということで考えておりまして、今議会で提案する予定であります。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 幼稚園のほうはそうですけれども、保育園の部分、その辺は問題なくできるのか、改めてお聞きします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 保育園のほうにつきましては、保育士については今のところ現状キャパ的という、受入れのところにつきましては先日というか、常任委員会でも説明は一度いたしており、計画のときにしていますが、面積要件の関係がありまして、保育のほうは今のところ結構いっぱいというか、面積の関係からかなり容量は多くなっているの



は事実であります。ただ、ほかの部屋を活用を変えるなど、ちょっといろいろ検討しながら何とか待機児童が出ないように受入れをしていきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 何とかその受入れの部分、待機児童が出ないようにということですけれども、やはり経済的な支援ではなくて子育て環境の質と内容を高めていくのであれば、そういった部分、今後もし待機児童が出てから動くのではなく、ある程度出そうだなというときにどういった形がいいのか分かりませんが、拡充する、そういった考えもお持ちなのかどうか、改めてその辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

認定こども園のほうにお願いしている関係もありまして、保育のほうで今のところ拡充等の整備を考えているということは正直今のところはございません。

あと、どういう方法が一番いいのか。面積に関係するのであれば、部屋の要件を違う部屋とかいろいろ考え方はありますが、ちょっといろんな問題が出てくるとは思うのですけれども、最善の方法を検討しながら進めていきたいと思っております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 質と内容を高めていくのであれば、本当にもう最善の方法というものをぜひ見極めながら進めていただければなと思っております。

子育てはこれで終わりにして、次に教育環境の整備について質問をしますが、学習面については教員の皆さんからの適切な指導や家庭学習の機会を提供と答弁いただきました。

それ以外の部分で少しお聞きしますが、夏休み中に現在行われています夏スタ、冬スタを今後も継続していくのか、していかないのか。継続するならば、継続していく上での課題と、もう一つが他の自治体では公設での学習塾等をやっているところもありますし、次のICTのほうにも絡んできますが、情報端末機器を利用した遠隔授業など、これは例えば町外との学習機会であったり、自宅にいても授業が受けられるなどといった遠隔授業、羽幌町として今上げた3点、必要性どのように現在お考えかお聞きします。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

まず、1つ目の夏スタ、冬スタの取組なのですけれども、学校のほうと調整をしております、次年度も夏、冬両方を実施するというふうに伺っております。

課題といたしましては、特にその辺は伺ってはいないのですけれども、毎年国語と算数の勉強を主に行っておりますので、その中で毎年を取組状況を鑑みながら学校のほうで取り組んでいただいている状況にあります。

2つ目の公設塾の関係になりますが、町内には民間の塾もございます。また、学校が終わった後子供たちなのですけれども、いろんなスポーツですとか、いろんな習い事、様々な取組をされているのかなというふうに思っております。ですので、公設塾につきまして

は、需要としてどれだけあるのかという把握も必要ですし、また既に実施している自治体とかもございます。その背景等も調査したいというふうに考えておりますので、その辺ちよつと研究させていただきたいと思っております。

もう一点、遠隔授業なのですけれども、これからの時代としましては遠隔教育というよな、有効な手段だと考えております。答弁で触れておりましたGIGAスクール構想ちよつと絡むのですけれども、これが達成されることを一つの学習例といたしまして、遠隔教育というものは上げられております。具体例として挙げますと、大学ですとか海外ですとか、そういう専門的な方との連携、過疎地の子供たちが違うところと接するというか、接しやすい環境が増える。また、入院中の子供とそういう教室をつなぐことも可能ではないかと、そういう展望が描かれておりますので、GIGAスクール構想の中でそういうことが取組として可能になっていくのだというふうに思っております。

また、学校における学習方法も絡んできますので、これにつきましては状況に応じて検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 3点答弁いただきましたけれども、公設の学習塾についても少しお聞きしますけれども、なぜこういった質問をしたのかというと、地方にいるから例えば高校を卒業して進学するのに不利だ、そういったことにならないようにということで質問をさせていただきました。

さっき午前中にありました教育行政執行方針の中で、高校の部分なのですけれども、今後魅力ある学校づくりに対して資格取得、部活動、また学力向上等への支援継続していくといった内容でしたけれども、やはり学力向上をしていくためにはその学校の中だけ、または家庭学習だけではなく、何かまた町としていろいろな取組をしていくべきかなとも思いますけれども、改めてその辺高校の魅力化も含めて、ぜひまたこの地方創生の中で本当に子供たちの学力向上を邪魔しないようにといたしますか、何といたしますか、そういったことでどのようにお考えかお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） お答えいたします。

先ほどの公設塾のお話が高校等の塾ということでちょっと認識をしていなかったのですが、羽幌高校の生徒たちを対象としたそういう塾ということであれば、ちょっとまた考え方も違ってきますし、研究もさせていただきたいなというふうにも思いますが、一つには先ほど課長からも答弁しましたように民間の塾がありますので、まず民業を圧迫してはいけないという部分があると思います。

それと、高校での学力という部分では、高校でもうちが振興会に対する補助もしております中で、いろいろ毎年研究というか、高校のほうで努力していただいております、インターネットを使ったそういう学習等にも力を入れている状況もあります。そういう中で側面的な支援という形ではさせていただいているところであります。さらなる高校から大

学ですか、それが地方にはできないということではなくて、今高校でもそういう部分では学力には力を入れておりますので、そういう部分をもう少し側面的なバックアップをしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 公設の学習塾で、自分は高校の部分今話をしまして、教育長のほうから民間の学習塾があったり、また高校については側面からの支援、そういった部分で行っているといったご答弁でしたし、またこれ小中学校にしても同じような感じになるのかなとも思います。

そういったことであるのならば、今後やっぱり教育の現場から上がってきた部分というものはどういった内容が上がってくるか僕も細かくはあれですけども、その現場に対して支援をしていくという考えであるのならば、やはり今後はしっかりとそういった現場から出てきた、教育現場から出てきた行為に対して支援できるものは、町としてもサポート、支援していくということによろしいのかどうかお聞きします。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 現在も支援をしておりますが、そういう形で支援をしていきたいと思っております。全てできるという部分ではありませんので、その辺はご了承いただきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひとも支援できる部分は支援していただきたいと思います。

次に、ICTの活用についてですが、国の方針に沿ってというところ、いただいた答弁ではそういったところですが、そこで質問をしますけれども、各学校のインターネット接続、どこにいても、どの教室にいても接続、これは無線LANで接続できる状態と整備していくのか、また令和5年度までの段階的なこの整備ですけれども、むしろこの地方創生、ICT、教育以外でもありますけれども、教育の中でのICTでいくのであれば段階的ではなく早め、早めに整備していくべきかなとも思いますけれども、この2点どのようにお考えかお聞きします。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

まず、通信網の件だったのですけれども、今一部Wi-Fiが繋がらないところも校内にはありますので、このGIGAスクール構想の整備の中で無線環境は整備をしていきたいというふうに考えております。また、整備年度なのですけれども、この通信環境につきましては、今年度から次年度までの交付金というふうになっておりますので、当町としまして答弁に触れられておりますとおり、次年度でそういう環境整備は全て終えたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 次年度で整備するということですので、では児童・生徒1人1台ということになるのかどうか、その辺もお願いします。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

今、通信網の整備のご答弁でして、端末につきましては5年度までとなっております。これ全国一斉の取組になるものですから、恐らくパソコンの台数の問題とかもございまして、一部このパソコンの調達につきましても、各自治体が単独でいくのではなくて、都道府県単位でまとめて動くような話もございまして、そこはちょっとこれからの情報を見ながら検討をしていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 単独ではなく都道府県であったり、国の方針ということですが、これについては僕も本当にほかのところもちゃんと細かく調べればよかったのですが、1人1台取り組まれている学校もあったかなと思いますけれども、その辺はどうなのですか。むしろ早め早めにこうやっても、それを羽幌町の教育としての売りにしてもいいのかなとも思いますけれども、その辺改めてお願いします。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

各校に置いてある機種につきましても年度もばらばらですし、当然学校の先生たちの学習指導の間にも出てきますので、それにつきましては事実学校現場との調整も必要になっておりますので、そこも含めて検討させていただきたいと考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひ学校の先生方とも相談しながら進めていただければなと思います。

3点目の最後に、なぜこの移住、定住の促進や若年層の流出防止に子育て支援や教育環境の整備の質問をしたかといいますと、例えば仕事で羽幌町に転入してきた場合、単身赴任で来るのか、それとも世帯で来るのか、そういったことも考えながら、今後考えながら、またどこの町でも子育てに対する経済的支援策やっていますので、だとしてももう羽幌町はとことん他の自治体にも負けないぐらいに子育て支援であったり、そのサポート面であったり、教育環境については本当にもう質と内容を高めていくべきかなとも思いますけれども、その辺改めてこれらについての考えをお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 暫時休憩します。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時21分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

ただいま議員からいただきました意見、そのとおりだと思います。そういうことで検討してまいりたいなというふうに思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） ぜひ移住、定住、地方創生を担当している清水課長から答弁をいただきましたので、本当に羽幌町の子育て支援、そして教育環境の整備、これがもう本当に地方創生につながることを期待して次の4点目に移りたいと思います。

4点目の地域経営の視点についてですが、本当にもうこれについては難しい取組になるのかなと僕自身思いますけれども、いただいた答弁では先ほど1点目の中でもありましたけれども、地域おこし協力隊を募集し、移住、定住促進に係る企画、実施の業務を担ってもらうということですが、むしろこの経営的視点というのであれば民間の企業であったり、金融機関なども連携して、例えば事業に係る経費であったり効果、本当にもう少ない経費で大きな効果を生み出すといった分、1点目でも触れましたけれども、情報の収集などは企業や金融機関等のほうが様々なパイプがあります。

そこで質問をしますけれども、この地域おこし協力隊や行政だけではなくて、特にこれからは民間の力が今以上に必要になると思いますが、この地域経営の視点について、今言いました民間の企業であったり、金融機関との連携をこれからどのように考えているのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 地域振興課長、清水聡志君。

○地域振興課長（清水聡志君） お答えいたします。

ただいま民間企業との連携ですとか、そういったご意見だったと思います。これにつきましても基本的には協力隊頼みになってもちょっといけないなというふうには思いますけれども、それをスタートとしてそういったことを全般的に含めて、それと先ほど出ましたお試し住宅のほうも企業との連携というのが重要になってくるのかなというふうに考えております。それら総体的に民間企業との連携も含めて考えていきたいなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 民間企業との連携等を考えていただけるのかなとも思いますけれども、やはり本当に情報収集であったら町内の民間企業もいろいろな情報ありますけれども、例えば町外の本当に大手の企業とかだったら、本当に地方創生に沿った、例えばICTでいったらICTの関係をやっているとかだったら、本当にもうこういったメニューがあるので使ってくださいと、そういった情報というのは本当にあると思うのです。

ぜひ今後町内の企業、町外の企業、または金融関係等もいろいろな情報を持っていると聞いております。ぜひそういったところとも連携をしながらこの地域経営の視点というとな難しい言葉ですが、経営的な考えで地方創生に向けた取組を実施していただきたいと

思います。

次に、5点目の財源の確保について質問をしますけれども、答弁ではこれまで同様のことですが、僕が僕なりに心配している部分がありまして、そこで質問をしますけれども、現在過疎債のソフト、これについてはもう枠がいっぱいということを経理課長のほうから説明何度となくされてきましたが、国の補助金等を使う、そのために一般財源、その不足分は一般財源を充てる。国の補助金、補助の部分起債を起こすとなったときに、果たしてその新規の事業が財源不足でできないであったり、そういった事態になるのではないかなど僕自身ちょっと心配しているところがあるのですが、その辺どのように対応していくのか、またこれから実施しようとしているこの第2期総合戦略に向けて事業が財源不足だからできない、そういったことがないのか、その辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 財務課長、大平良治君。

○財務課長（大平良治君） お答えいたします。

基本的にその事業を実施する、しないという判断した段階で町にとって、町の方にとっても有益だという判断がされれば、まずその事業を実施するという判断をいたします。その段で、ここにも書いてありますけれども、なるだけ特定財源を充てられそうなものをまずは探します。探せなくてどうしてもないことになれば、本当に一般財源を充てるしかないの、どうしても必要な事業になりますので、実施を決定した場合は、そうなった場合は既存の事業等々も場合によってはそろそろ圧縮してもいいのではないかとこの事業もないことないと思いますので、そういったところ、なるだけ町の方々に不便のかからない形で様々な事業のほうも圧縮できそうなところは圧縮しつつ、財源を出しながら新しい事業のほうを進めていく形になると思います。

○議長（森 淳君） 4番、阿部和也君。

○4番（阿部和也君） 圧縮できる部分は圧縮してやるということですがけれども、特定財源、補助金等となったときに、もうしつこいようですがけれども、情報収集、本当に早くその情報をキャッチしてやれば補助率がかなりよかったり、それを逃すことによって悪かったりしますので、僕が言うのも変ですがけれども、ぜひその辺をキャッチしながら財源の確保等に努めていただきたいと思います。

時間もそろそろあれなので、最後にしますけれども、この地方創生については2014年に増田元総務大臣が発表された、いわゆる増田レポートの中で2040年には896の自治体が消滅する可能性があるという具体的なデータとともに発表されて、それと歩調を合わせるように国のほうでも、まち・ひと・しごと創生法が成立されました。この消滅する可能性があるという896の自治体の中には、それを覆そうと毎年人口が増加している自治体もあります。地方創生については、本当に長い期間いろいろな策を打っていくことが必要になると思いますが、他の自治体にも遅れを取ることがなく、また羽幌町独自の新たな取組を行っていかれることを期待いたしまして、以上で私の質問を終了いたします。

○議長（森 淳君） これで4番、阿部和也君の質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時40分

○議長（森 淳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは、私から新型コロナウイルス感染症について一般質問をいたします。

昨年12月、中国武漢で原因不明の肺炎が発生し、当初はほとんど関心はなかったが、その後新型コロナウイルスが要因とされたものは瞬く間に全世界に感染者が発生し、日本も例外ではなく、日々感染者が増加の一途をたどっております。

北海道もクルーズ船の感染者を除くと感染者数が全国1位となっており、2月28日から3月19日までの間緊急事態宣言が発せられました。

幸い当町においては感染者の発症は出ておりませんが、先は全く予想ができない事態であり、町民の不安も増している現状であると考えことから、以下について質問をいたします。

1点目、町内全体の不安払拭と安心、安全確保のためにどのような施策を考えているのか。

2点目、幼稚園、認定こども園、小中高校が臨時の休園、休校となっているが、授業の遅れや共働き世帯、独り親家庭などの対応及び支援は。

3点目、緊急事態宣言中も含め、当面の間は不特定多数の方が接触する可能性の高い町の行事や集会の開催自粛や中止、さらには必要の範囲で公共施設も閉鎖すべきと考えるかどうか。

4点目、新型コロナウイルス感染症に関して、病院や消防署などと連携体制はどのようになっているのか。

以上。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 逢坂議員のご質問にお答えします。

1点目の不安払拭と安心、安全のための対策についてであります。まず新型コロナウイルス感染症の報道を受け、2月3日に開催しました課長会議において、担当課長に対し、情報収集及び町民に対しての的確な情報提供に努めるよう指示をし、先月20日より羽幌町ホームページに情報を掲載するとともに、町内全戸にチラシを配布し、注意喚起及び感染予防の対策についてお知らせしたところであります。その後、日々変わる状況に応じた国などの対応策の変化もあり、先月27日に2度目のチラシを全戸に配布したところであります。

議員ご承知のとおり、国または北海道の対応が目まぐるしく変化していく状況であり、今後につきましても町民の皆様に必要な情報を滞りなくお知らせすることを目的とした広報に努めてまいりたいと考えております。

また、この間役場内では関係部局がそれぞれの情報を持ち寄り、情報の共有や課題の把握に努めるとともに、対応策を協議していく中で感染症予防に必要な物品などの在庫状況の確認等を行ってきたほか、今月2日に羽幌町新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、全庁的な取組として感染拡大防止に取り組んでいくことを確認したところであります。

2点目の学校等への対応、支援についてであります。幼稚園や認定こども園は、家に独りでいることができない子供の受皿となっておりますことから、共働き世帯や独り親家庭などの対応及び支援として厚生労働省の要請により、一部開園時間を短縮するなど、保護者のご理解をいただきながら開園しているところであります。

また、小学校に通う子を持つ共働き世帯や独り親家庭などへの対応につきましても、ほかに面倒を見てくれる人がいない世帯については、同じく国の要請に基づき放課後児童クラブ等を開設し、感染予防に十分留意した上で運営しているところであります。

学校での授業の遅れへの対応につきましては、文部科学省からも弾力的に対応すべきとの通知もあり、各学校で児童・生徒に課題を与え、そのやり取りの中で補うほか、必要に応じて次年度に授業を行い解消を図るものとしております。

3点目の催しの開催自粛及び公共施設の閉鎖についてであります。先月27日以降、既に学校等の休業、各種施設の閉鎖を行っており、町ホームページ等で周知しているところであります。また、町主催の事業については中止、または延期の措置を、その他の催しにつきましても主催者の判断により同様の措置が取られていると承知しております。

基本的には人が多く集まることが感染を拡大させるとのことですので、極力そのような状態をつくらないことが大切であると考えています。

4点目の病院や消防署との連携体制についてであります。今回の新型コロナウイルス感染症については、一義的に保健所が窓口となっております。帰国者・接触者相談センターが対応しておりますことから、基本的に町と病院とで特別な協議は行っておりませんが、医療機関とは連絡を密にして取り組んでまいりたいと考えております。

消防署につきましては、オブザーバーとして対策本部の構成員にもなっており、情報共有、双方向の情報の伝達などの連携を確認しているところでありますが、いずれにいたしましても今後とも関係機関と連携を密にし、事態の早期収拾に全力で努めてまいりたいと考えております。

以上、逢坂議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それでは答弁書をいただきましたので、再質問をさせていただきます。



ただ、残念ながら感染症の数が全国あるいは全世界においてまだまだ感染率が高いということで深刻な状況であるということを踏まえながら質問をさせていただきたいと思いません。

まず、1点目の不安払拭についてでございますが、具体的な私の見た範囲では主な施策的なものはないのかなというふうに考えておりますが、町なかではこの問題については大変関心の高い事柄でないかなというふうに思っております。

そこで、私も本当に危機意識は高いのでございますが、まず町長も冒頭の挨拶でも言われておりましたが、大変な時代であるということは認識しておりますが、再度町長のどのように今感じているか、あるいは認識をもう一度ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 答弁に対する認識をもう一回ということでございますけれども、答弁で申し上げたとおりでございますので。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それであればそのように高いということで努めているという、危機意識が高いということでご理解してよろしいですか。そういうことで進めていきます。

まず、町は的確な情報提供を行うというふうに、そして不安解消に努めているようでございますが、ある父母の間の話ですが、学校連絡網について、メールなどを使って相互に情報を連絡取り合っていると聞いております。町も今後滞りなく随時お知らせするというところでございますが、どのような媒体を活用されてそういうお知らせをするのか、お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 連絡につきましては、先ほど申し上げたとおり学校のほうは教育委員会で担当しておりますからあれですけれども、町のホームページあるいは一番最初には道のほうから、留萌の保健所ですが、こういうものを出したほうが良いというものを参考にして、チラシを全戸配布したと。第2弾が出たので、そういう形で情報を提供したということでございます。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

学校のほうの対応といたしましては、こちらのほうに道教委等からメールがありました内容を随時学校のほうにメールを送っております。羽幌小学校につきましては、マチコミというメールを一斉発信をするものを使っておりますので、ただ全ての保護者さんのほうが登録をしない部分がありますので、登録されていない分については学校のほうで個別に対応しております。

中学校のほうにつきましては連絡網ですとか、学校の先生が特に配達をしたりとか、そういう対応を取っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そのように随時正確な情報を町民に発してほしいなというふうに思います。

次に、3月2日に新型コロナウイルス対策本部を設置されたようでございますが、この工程、体制、それからこれまで何回この打合せを開催したのか。どのような協議をなされたのか、簡略にまず説明をしていただきたいと思います。

さらに、このコロナウイルス関係で相談や問合せがあったとすればその数、それからその内容をちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

対策本部ですけれども、3月2日に設置をしまして、そのときの設置の会議が会議を1回開催をしております。

答弁の中でも申し上げておりますけれども、その前段で関係部局集まりまして、様々な打合せをしておりますので、現状では1回ということになっております。

あと、問合せ、相談ということでもありますけれども、問合せとか相談というか、具体的にはちょっと相談でもないのですけれども、電話で、いわゆる先日ちょっとあったデマに対応したその問合せが1件あったと。ですので、具体的に本当のコロナウイルス関連に関しての問合せは町には来ていないというような状況です。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 開催は1回ということで、それから問合せは1回程度かなということでございます。ただ、私はこうした状況の中でやっぱり町民の不安をまずなくすることが一番なのかなというふうに考えます。

そこで、これは提案ですが、早急に、担当部署も実はあるだろうと思いますが、専門部署、そして接触することを、2次感染という危険性がありますので、電話などの対応、それ専門、専門回線というか、そういうものを設けて、実は町はこういう体制でいろいろと相談を受けますよというような私はPRも必要かなと思っておりますが、そういうような考えはないのかちょっと伺います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） これも先ほど町長の答弁の中にあっただかと思っておりますけれども、コロナウイルス、いわゆる感染症に関しましては保健所が相談窓口という状況になっております。今回の場合は、帰国者・接触者相談センターというところになっておりますが、そのような状況になっておりますので、当然ですけれども、先ほど申し上げましたチラシにつきましても健康センターの電話番号等書いて周知をしておりますけれども、先ほど言ったような相談もないというような状況でありますので、現状におきましては、国・道の政策に基づきまして、保健所が一義的な相談窓口というような状況になるかと思っておりますので、町といたしましては当然電話等で相談来たものについては、お受けいたしますけれども、具体的に専門の窓口を設置するというような考えは今のところございません。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そういうことは設けないということなのですが、これから長期にわたってこれが終息しない場合に、やはりそういう部分が必要が出てくるのかなと私は思いまして質問したわけですが、そういう予測はされていないということで、今は1件しかないからそんな必要はないのかなという回答というふうにとれたのですけれども、これ終息しないで、例えばずっと何か月も続くと、やはりそういう専門窓口を設けたほうが僕はいいと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 終息の部分ですとか、そういう部分に関しましては正直我々も楽観的に当然見ているわけでもありませんし、状況を読めているわけでもありませんので、議員おっしゃるとおりかと思えます。ただ、先ほども申し上げましたけれども、感染症につきましては、基本的には国と都道府県の担当事務というようなことになってございますので、その結果をチラシで配布していて、相談センターも周知をしているというところでありますので、いずれにしましてもその相談センターが窓口というようなところで統一をしていくということでありますので、先ほど申し上げましたとおり、町で全く相談を受けないということではないのですけれども、一義的な相談窓口ということに関しては道が設置している接触者・帰国者相談センターという形になるかと思えます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 分かりました。

次に、例えば町内で万が一感染者が出た場合に大変なことになるのではないかと私は感じておりますが、そのために基本的なマニュアルとかフローチャート、これらは事前に策定されているのですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 平成27年の新型インフルエンザのときの行動計画を参考に対策本部内では具体的にこれに対応したマニュアル化という部分にはしておりませんが、それを参考にして行動計画という部分を確認をしているところです。

あと、例えば本当に搬送の部分でありますとか、そういう個々の案件につきましても対策本部内だけではなくて、これもそうなのですけれども、一義的に保健所のほうが搬送の部分を担当ということになっておりますので、それらに関しましては全く関係ないということでもなくて、保健所のほうから逆に町に情報提供があるというところでありますので、その辺は協力をしながら、様々なところに要請しながらというような状況で現在推移をしているというところであります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひこういうものも発生した場合に対応すぐできるようにいろいろと精査して、流れをうまく対応できるようにしていただきたいと思えます。

次に、災害備蓄について伺います。感染防止になると、感染防止あるいはマスク、消毒

液等々災害備蓄的に羽幌町は行っていると思います。これ感染用に災害時に感染防止のためにこれは使うようになっていると思いますが、現在どの程度これ数備蓄されているのか伺います。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

今町で災害用に備蓄している物の数ということなのですが、マスクにつきましては現在今2, 940枚、大人用のものがございます。子供用につきましては1, 500枚ございます。あと、消毒液につきましては、庁舎の出入り等に設置しているもののほか、在庫としまして500ミリリットル入りのものが計7本、それと昨日追加で5リッター購入をしている状況でございます。

マスクと消毒液については、このような状況になっております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） それで深くやると時間がありませんので、それで例えば町の施設、特に消防だとか、特老、保健師、ヘルパーさんにマスクとか、そういう部分については十分な体制であるというふうに、2, 940枚と言いましたけれども、十分だとお考えですか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

そもそものこのマスクは防災用ということで、避難所などで使用することを想定をいたしまして、備蓄をしておりましたので、感染症対策で十分な枚数かと聞かればそうではないのかもしれませんが、基本的には日常業務で使用するものにつきましては、それぞれの機関、消防だとか特老やヘルパーさんだとかは社会福祉協議会ということですので、それぞれで準備しているのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 私が聞いた範囲で述べさせていただきます。

消防のほうは私も元いましたので、備蓄はあります。実は特老に聞いたところ、現在職員入所者数が百五、六十、入れると、全部で200近くいますので、それにはあと約半月分ぐらいの備蓄しかないということを聞いております。それで、これは大変なところでございますので、こういう二千九百何十枚をそこに提供するという考えはあるのか、ないのかちょっと。もし足りなくなったときにどうするのかちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、特別養護老人ホームにつきましては我々も約半年ほどの在庫しかないというような状況は把握をしております。社会福祉施設等につきましては、まず一義的に先ほど総務課長が言ったように自分たちでということでもありますけれども、それがなくなって、入手が困難な場合にはまず一義的には北海道のほうにというような、通達

が届いておりますので、まずはそちらのほうで対応をしていただくと。その後にそれでも駄目だったという場合についてはちょっとご相談いただくというようなことで進めているところであります。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 今すぐには出さないという答えだと思います。ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。

それから、長期にわたって町から発症者が出た場合に、北見市を例に挙げると大変な目に遭っている。あるいは七飯町もそうなのですが、この備蓄数であればマスクを持っていない方、例えば町から発症した場合に町民への還元というか、そういう体制は全く取れないと思うのです。ですから、私としては提案ですが、早期にこの備蓄、もう予算をいろんな部分で経済的に大変だと思いますけれども、補正予算とかを組んでも、今であれば実は備蓄できるのです。ある業者に頼めば、ほかの業者に頼めば。直接町でお願いすれば。そういう考えはないですか。万が一町民から出た場合の対応として。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 万が一出た場合については北海道と十分協議しながら進めてまいりたいと思いますけれども、今議員のご質問についてはパニック等を起こすことにもなりかねないと思いますので、答弁は控えさせていただきます。十分に体制を相談して取りたいと思っております。

また、マスクについては国のほうから北見と中富良野ですか、そういったこともございますので、今後もし起されれば国のほう、あるいは道のほうでそういう対応も十分に考えられると思いますので、楽観視しているわけではございませんが、もしものことであられるような計算をしてしまっても、またその対応について先走るといった状況も起きますので、当面の間は密集したライブハウスだとか、そういった施設に入って濃厚接触ですか、そういったことがないように。それと、せきやくしゃみなどのマナーを守る、それから手洗い、うがいといったうつらない、うつさないといった対応を十二分に町民一人一人が取っていただくということは大事であろうというふうに思っております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） いや、私聞いているのは万が一の場合に備えて、災害用でも結構なのです。2,900枚ではなくて、やはり5,000枚なり1万枚なりこれから備蓄する考えはないかとちょっとお尋ねしているのです。だから、万が一の場合に災害用でも実は使うのです。1日1枚ですから。そうすると、2,900枚では全然足りないはずなのです。ですから、これから年次でそういうものを備蓄することが僕は必要だと思うのですが、その辺はどうですか。

○議長（森 淳君） 総務課長、敦賀哲也君。

○総務課長（敦賀哲也君） お答えいたします。

ただいまのご質問ですが、今後その備蓄に関してそういうマスクだとか、消毒液だとか、

そういうものやっっていったほうがいいのではないかというご質問だと思うのですが、こちらとしましてもこのようなことがありましたので、備蓄につきましてはそういうマスクだとか、消毒液については使用期限というのもございますので、その辺も加味しながら順次増やしていきたいというふうには考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひよろしくをお願いします。

次に、これ私一番今日大事なところなのですが、提案ですが、中国の統計では実は平均年齢約75歳以上の罹患率、致死率、それから感染率が圧倒的に多いとされております。それで、羽幌町でもできれば75歳以上、後期高齢者ですよ。この方々がなかなか病院に行きたくてもいけないというような現状を今町民から聞くのです。ですから、町が動いて老人世帯あるいは独居老人世帯、それから障がい者の世帯とか、ただなかなか健康管理に難しい方々がおられると思うのです。世帯数も実を言うとそんなにこの世帯はないのです、調べていくと。ですから、できればそういう方々に声かけの電話をしたり、確認をしたり、要するに健康状態です。そういうことのシステムをやっぱり早急に構築すべきと思うのですが、その辺はどうですか、そういう考えは持っていないですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

議員おっしゃられましたとおり、75歳以上の老人世帯、独居老人世帯とか障がい者というふうに分けるとあまり世帯はないということでありまして、総数でいきますと1,600名を超える人数でありますので、なかなかちょっと正直なところ現状の体制では厳しいものがあります。

ただ、これも当初2月27日の学校の休業等に伴って各種の事業を止めたときに町長のほうからも指示がありまして、例えばですけれども、健康センターのほうでいろいろ転ばん塾でありますとか、そういういきいきクラブでありますとか、そういうような集まりで体操教室をやっていたりとかします。そういうのも全部止めてあるのですけれども、わざと日程を区切らないで当面ということにして、そこの方たちと連絡を取りながら状況に応じて再開するとかというようなことをやるようにしまして、具体的に全員に対しての電話とかということではないのですけれども、横のつながりで会員の方たちの健康状態ですとか、そういうことを一応やっているという状況でありますので、一律にこのような方たちのちょっと健康調査という部分についてはなかなか難しいのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 難しいという課長のお答えでございますが、これちょっと時間的にないので、私の昔の話でいうと町長も御存じで、立入検査というのを実はやって、1人で250ぐらいの世帯を持って、2日間ぐらいで実は4,000世帯ぐらい回ったのです。これ13名ぐらいで各班7名、7名ぐらいで回って、そういういろんな立入検査をやった

ということがあります。これ電話ですので、できないわけでないと思います。ぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） まずですけれども、例えばこの75歳以上の方たちの中で介護状態にある方については介護、例えばケアマネジャーですとか、ヘルパーですとか、そういう方たちが日々サービス提供をしたりですとか、連絡を取り合っていると思いますので、そういう方たちについては一律の中から除外してもいいのかなというふうに思いますけれども、まず対象者を把握する中で、そういう方たちを例えば割り振るというだけでも時間がかかるということでもありますので、現状の中で例えばケアマネジャーさんは社協ですとか、町だけではないのであれですけれども、そのような方たちからも情報提供をいただくとかというところで、極力こういう75歳以上の方の健康状態を把握していきたいというふうに思います。

それと、御存じかと思えますけれども、例えばですけれども、薬につきましては病院にかからなくても電話でということに対応できる形に最近なっておりますので、そのようなことも含めて周知をしていきたいというふうに思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひそういうふうなものも取り組んでいただきたいなというふうに要望しておきます。

次に、これ町内全体のことでありますが、不安解消ということでございます。町の経済が停滞し、冷え込みが当然心配になります。特に今この時期忙しくなると予定されておりました飲食業、ホテル、これから始まる旅館業などについては多くの機会や集会、それから宿泊がキャンセルだとか中止になったりしております。大変疲弊していると聞いておりますが、こうした状況について町長はどのように認識されているのか、また何らかの支援策あるいは助成制度なり、町独自のものを考えてはいかがかなと、国は国として道は道として、その辺の考えはまだないですか。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 今1月、2月から始まったばかりと言うにはちょっと時間がたっているかもしれませんが、現実的には当町からまだ出ていないという状況の中で、まだまだこれから予断を許さないという状況でございますので、救済策まで考えている余裕はないというような状況でございます。

ただ、先ほど来から出ております休業した部分については、その臨時職員については休業補償といいますか、そういったものについて国等からの指導がありますので、実施しているところでございますし、それに準じた形で経産省のほうも何かしかの動きがあればまた担当課から相談を受けて当然進めたいというふうには思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 経済も全国的に疲弊しているわけですが、当町だけではございませんけれども、ぜひそういう部分についてもご検討をお願いしたいと思います。

次に、天売と焼尻、離島ですが、これについて本当に離島になるとより高い不安というか、心配事はあると思います。まず、フェリーを利用してこちらに来た場合に、その後感染が確認したときにどうするのかという1点と、それから現在天売にお医者さんがいない現状でございます。そのときに保健だよりではいろんなこの症状を出なければ、なかなか来られないという部分もあると思います。天売に医者がないという部分の不安解消、それと万が一この保健だよりに出たような、風邪であれば37度超え以上が4日以上続くとか、持病があるとか、いろんなことが書かれています。こういう場合に、緊急的に搬送しようとしたときに、どのような形で搬送するのか。地方にいれば救急は動きますから問題ないと思うのですが、仮にフェリーで運べない場合に何らかの対策は練っているのか、ちょっとそこを聞きます。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 離島で出た場合についてはどうなるのかということでございますが、先ほど出ました有人国境離島の利礼3町と本年度の協議の場でその話が出まして、まず一人でも出たらフェリーは乗せないということに決まっているということで、当町の沿海フェリーにも問い合わせたところ、そういうふうになっているからということでございました。

それで、また島の支所長からもそういった場合どうするのだということが来ましたので、地方というか、こちらでも、道立羽幌病院では検査する、そういう体制にはないし、先ほど来申し上げている留萌の保健所でも緊急相談センターということで問合せには受けるけれども、そこから先はまだ不透明というような感じでございます。重篤あるいは医者の方のそういったもの、濃厚接触等分かった場合は紹介されるのでしょうけれども、そういった中で、昔の建て船の搬送等もやっておりました経緯もありますので、そういったことは聞いてみましたら、今どきそういうことで受ける人は、漁師はいないというような話でございましたので、あとは緊急搬送ということでドクターヘリ、あるいは防災ヘリということで聞いてみなさいということで問い合わせしましたところ、もともとそういった感染症については対応できませんというふうになっているということでございましたので、あと残りは海保、自衛隊ということになりますので、海上保安庁へ行きましたら、海上保安庁では運べますと。ただ、専門用語でちょっと忘れちゃったけれども、ケースなり袋なり、そういった菌が出ない格好のものがあるのだそうです。その対応をすれば運べますということで、留萌保健所のほうでは今それを予算化して購入するというようにしております。もうじき来ますし、借りるところもありますから、緊急の場合は借りますよというふうになっております。

そんなところで、自衛隊のほうも先ほど救急車の、先ほど来前職の関係で話ししておりましたけれども、陸送のほうも自衛隊のほうではそういった対応もできる。それから、へ



りを飛ばしてくれということになれば、そちらのほうは第2師団に連絡をしてその時間等対応について協議してもらわないと、留萌の26普通科連隊では勝手に判断できないので、時間をいただくことになるかと、緊急の場合ですけれども、そういうことになるかもしれませんということでしたので、まるっきりないわけではありませんし、私もこういう人間ですけれども、知らんぷりするつもりはございませんので、担当者にそこまで確認をさせてまいりましたので、ご安心というまではいかないかもしれませんが、それなりの対応をできるのだということを確認しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひ離島は本当に陸続きではございませんので、よろしくそのご配慮をお願いしたいと思います。

次、2点目に入ります。現在幼稚園、認定こども園は実は休園になっておりません。小中高は3月24日までという羽幌町の見解でございますが、昨日北海道知事より分散登校なんかについて逐次やるように、できる体制をつくるようにというふうなお話を発せられておりますが、答弁書の中では次年度に向かって授業をどのように補っていくかという部分については考えているということでございますので、それも含めてこの分散登校などについて、町は今後どのようにされていくのか、あるいは先ほど認定幼稚園と認定こども園については閉園していないわけですので、この辺の注意喚起といいますか、同じことを聞くのですけれども、感染した場合に当然閉園しなければならないと思うのですが、それも含めてちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

ただいまありました分散登校の話なのですけれども、昨日の夜道教委のほうからメールが届きました。中身につきましては、やっぱり子供の心身のケアと新学期に向けた準備ということで、あくまでも感染予防の徹底を図った上で実施が必要と判断というふうに書かれております。

教育委員会としましては、この道教委の方針に倣う格好で各学校に対応のほうを検討をしているところでございます。中身につきましては、ちょっと重複はするのですけれども、子供の生活リズムですとかストレスの有無の確認だとか、あとは学習指導という部分で家庭学習の状況把握ですとか、学習課題の提供という内容になっております。

具体的な実施日につきましては、学校のほうの都合もありますので、そちらに一任をしたいというふうを考えております。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） 認定こども園等で感染者が出た場合ということですが、国・道の通知によりまして、感染が出た場合に保健所と連携して休園の判断をしてくださいという通知をいただいておりますので、基本的には休園という対象になると思えます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひそういうことも含めまして、先ほど情報提供等、きちっと父兄等、父母等にいただきまして、きちっと連絡網も含めて構築していただきたいというふうに思います。

そこで、今子育て、あるいは子供たちの支援ということで、幼稚園、保育園が開園されているわけですが、これを学校は休みですけれども、幼稚園の先生方、あるいはその担当をされている業務の方々がずっと続くことになりまして、また永遠疲労といいますか、負担が私にかさむと思うのですが、その辺のケアの対策というのはどのような対策を取られているのか、ちょっとお聞きします。

○議長（森 淳君） 福祉課長、木村和美君。

○福祉課長（木村和美君） お答えいたします。

現在、認定こども園につきましては、当然保育士さんの方でお子さんを持っている方もいますので、現在人員の関係で運営できる範囲ということで、時間をちょっと通常の2時間ほど短縮した時間状況で運営しております。その職員たちのケアということですが、今のところは相談等ございませんが、そういう長期化した場合とかには各認定こども園や幼稚園の施設と協議を進めながら連携して対応していきたいと思います。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） ぜひそういう方々にも細かい配慮をお願いしたいと思います。

次に、3点目のほうに不特定多数、先ほど町長からも既にご答弁をいただきましたが、現在12の施設、町の施設は閉園あるいは開いていないという状況でございます。今後、さらに例えばデイサービス事業とか、細かいところの、それからはぼろ温泉サンセットプラザのお風呂とか、それから道の駅とか、ほっと号の巡回バス等々、まだまだ整理するところがたくさんあるのだなというふうに思います。その辺もきちっと事前に整理をして、何か発症とか、そういうあった場合に速やかに町民に説明なり、自粛要請なり、指示なりできるような考え方というか、そういう対応、対策なり持っているかちょっとお聞きします。ちょっと重複するかもしれませんが。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） お答えをいたします。

基本的には町のほうで中止、または急患等の措置が取れるところは現在もそうしているというところでありまして、あとデイサービス事業ですけれども、これは例えば老人のほうのデイサービス事業でいきますと、国のほうから家族の負担等を勘案して、基本的にはデイサービスはやると、やってくださいということで現在もやっております。

ただ、逢坂議員おっしゃるのは多分出た場合のことだと思うのですが、その場合については当然先ほどの福祉課長からの子供関係の施設と同じように保健所と一緒にやって対応を決めるということになるかと思っております。決めることになると言いましたが、休館をして当然消毒をしてという状況になろうかと思っております。あとそれ以外の部分に

つきましては要請といたしますかこれに関しましては町がというよりも国なり道なりからもう既に発出をされておりますので、それぞれが判断をしてやっていくような形になるのかなというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） そういうふうにしてぜひ自粛なり、もうきちっと要請するところは要請するという、発症者が出た場合に限るのですけれども、そういうこともぜひよろしくお願ひしたいと思います。3点目についてはこれで終わります。

次に、4点目に、最後になりますが、この病院や消防署との連携体制でございます。病院については具体的に協議されていないというふうに今答弁されておりますが、私は地域医療を担うやっぱり道立、それから町内唯一の開業医である加藤病院との連携体制は必要不可欠かなと考えます。今後こういう、2か所しか病院はないのですが、そういうところと連携体制、事前にやっぱり協議とか話し合いをしておくべきだなと思いますが、その辺は今後される予定はないのかちょっと伺います。

○議長（森 淳君） 健康支援課長、鈴木繁君。

○健康支援課長（鈴木 繁君） 新型コロナウイルスの感染症に関しましては、先ほど申しましたとおり道の分担事務ということで保健所と各医療機関が連携をしてという形になろうかと思っておりますので、具体的にこの件に関して町がということはないという答弁をいたしました。ただし、それ以外に道立病院では例えば私の健康支援課でやっている事業といったしましていろいろあります。例えば予防接種でありますとか、あと各種健診事業です。子供の健診ですとか、そういうものに関してもこのような情勢の中でやめるとか、やめないとかという判断が当然必要になってきます。

その中で、逆に道立病院のほうから例えば子供の予防接種の部分でありますけれども、具体的にあまりに今回の新型コロナウイルスの感染症を恐れて予防接種をやらないという判断が例えばそれ以外の感染症にかかるリスクを増やすというようなところで、実は時間と動線、時間を区切るのと、あと動線をしっかり確保した上で予防接種については行うですとか、そういうような部分での連絡等は随時やっておりますので、全く何もないと。加藤病院も同じようなことですけれども、していないということではなくて、コロナウイルスに関しては病院と行政というくくりでいきますと、北海道と病院側というようなくくりになろうかと思っておりますので、そのような答弁をしたつもりでありますので、ご了解いただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 答弁書にはそういうふうになっております。ぜひ私はそういうきちとしたところの部分も、細かい部分も事前に協議されたほうがいいのかというふうに考えております。

それから、さらにちょっと最悪のシナリオを実は考えたときに、道立病院あるいは加藤病院、または消防署で一人でも発症すると、ほかの自治体はそこはもうほぼ機能しない状

態になるのです。羽幌町の場合にそれが発生、そのところから一人でも出たら全く機能、消防署もそうですけれども、機能しないのです。そうすると、大変な事態が起こるのかなと思いますので、そういうような重要な施設の感染が確認されたときに、そういう施設に対してどのように対応策といたしますか、対応されるのか、今考えている範囲で結構ですので、お聞きします。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 先ほども申し上げましたけれども、もしものときを想定してこの場で話すということは非常に誤解を招く部分もありますし、当町としても現在その段階に入っておりませんので、そういったことも考えておりませんし、またもしも出たら留萌保健所あるいは北海道、そういった機関と相談の上走るということをございますので、現在申し上げられることはございませんので、そういうふうにご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（森 淳君） 8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 実はこれなぜ聞いたかという、やはりここで人工透析を受けている方とか行くと、一人でも出たらどうなのだろうとか、俺心臓の持病を持っているのだけれども、どこへ行けばいいのかというふうに聞くのです。実際にもう何人からも実は聞かれています。だから、今質問をしたので、例えば救急体制、病院の一般外来も受けられない、そのときに、そうしたらどういふような羽幌町として今考えているのかというのは、事前にやっぱり僕は考えているべきだと思うのですけれども。

留萌市立に例えばあれするとか、救急搬送する。救急体制も、これ町長の答弁を遮るようですが、北見と、それから七飯、ここはもう本当に回すのが精いっぱい、今道から応援行っているのです、現実。そういう体制になるともう大変なことになるわけですから、そういうことを実は考えてほしいなと思ってお聞きしたので、道だからとか国だからでなくて、町としてどのように捉えているのか、対策を考えているのかということをお聞きしているのです、町としてこういうふうに考えていますというぐらひは僕は言えるのではないかと思いますけれども、どうですか、町長。

○議長（森 淳君） 町長、駒井久晃君。

○町長（駒井久晃君） 何度も申し上げますが、当町は役場でございまして医療機関ではございませんので、そういったことに答弁できるかといったらできませんので。

それで、議員おっしゃるとおり心臓病、あるいは人工透析受けている方は、そのかかりつけの病院と相談するということが一番大事だと思います。そこが医療機関ですから。羽幌町は医療機関ではございませんので、議員おっしゃるとおり何かの対策は搬送等です。北留萌消防組合、羽幌消防署は当町の施設でございますから、おっしゃるとおり搬送については責任を持った格好でしなければならないというふうに思っておりますが、もし出たときに、そういう方々をどうできるか、こうできるかという、ここでお話しできることはないのです、そういうふうにご理解をいただきたいと思ひます。

今かかっている病院が一番でございますから、そこが責任を持った形でやっていただけるといふふうに私は思いますから。

○議長（森 淳君） 予定の時間が参りました。最後の質問にしてください。

8番、逢坂照雄君。

○8番（逢坂照雄君） 最後なので、ぜひそういうことも考えていただきたいと思います。ここは、なかなか早急にこの事態は終息するのは世界的に無理かなというふうに考えております。

羽幌町から感染者が出ないよう願うとともに、万が一発症者が出た場合には全力を挙げて感染拡大に努めていただくようお願いしまして終わります。

以上です。

○議長（森 淳君） これで8番、逢坂照雄君の一般質問を終わります。

#### ◎会議時間の延長

○議長（森 淳君） お諮りします。

本日の会議時間は、議事の都合によりこの際あらかじめ延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（森 淳君） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定しました。

#### ◎一般質問（続行）

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 教員の働き方改革と変形労働時間制について質問をいたします。

平成30年の厚生労働省、過労死等防止対策白書によれば、小中高、特別支援学校を含めた全ての学校の教職員の1日当たりの実勤務時間の平均は通常時でさえ1日11時間17分、1か月当たりの時間外勤務の平均は77時間44分にもなっています。また、文部科学省が実施した平成28年度の教員勤務実態調査では、時間外労働月80時間の過労死ラインを超えて働く教員は中学校で57.7%、小学校で33.5%に上っています。

教員の長時間勤務の原因として部活動や授業数の増加など、様々な要因が指摘されているところであります。しかし、政府は令和元年12月、通常勤務時間を延長し、代わりに夏休みなどの勤務時間を縮める1年単位の変形労働時間制を導入することができるよう、公立学校の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置法を一部改正しました。

今年度並びに新年度の教育行政執行方針に、羽幌町立学校における働き方改革の実施計画に基づき取組を推進していくことがうたわれています。この具体的な内容はどのようなものでしょうか。また、このたびの変形労働時間制について、道からの情報はありますか。今後の町での対応など、どのように考えているのか、以上質問といたします。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 金木議員のご質問にお答えいたします。

初めに、教員の長時間勤務につきましては以前から問題視をされており、働き方改革に関する取組の推進が求められているものと認識しております。当町で策定しております羽幌町立学校における働き方改革の実施計画は、北海道教育委員会の学校における働き方改革「北海道アクション・プラン」に基づき学校職員の長時間勤務を解消するため早急に取り組む必要があり、効果が期待できるもので取り組みやすい項目を掲げているものでございます。

次年度における具体的な取組といたしましては、予算でも提案させていただいております校務支援システムの導入であります。このシステムは、教員がふだん使用する様々な様式が含まれており、それが連動することで情報の集約が可能となるなど、モデル的に導入しました他の学校の実績を見ましても大幅に勤務時間の削減がされた事例がありますことから、導入後の効果に期待を寄せているところであります。

また、変形労働時間制につきましては、法改正の概要は北海道から示されておりますが、今後北海道教育委員会からの情報などを基に対応を検討してまいりたいと考えております。

以上、金木議員への答弁とさせていただきます。

○議長（森 淳君） これより質問、答弁の時間は45分以内となります。

1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それでは、一問一答で質問を続けさせていただきます。

私は、今回教員の問題につきまして、その働き方改革、そして労働時間の制度などについての質問をさせていただきました。このたびの新型コロナウイルス対策で全国的に一斉休校となるなど、担当課、学校管理課あるいは教育委員会の方々には本当に大変なご苦勞をされているところだと思って申し訳ないなという思いはありながらも、この問題も今ちょうど重要な段階ではないかなと私は思っております。教員の時間の問題、働き方の時間がどのようになるのか、昨年の暮れに法案が通って、恐らく次年度にはそれに基づいて道教委が条例を改正をすると。その条例に基づいて、では実際に各自治体がどのように対応していくのか。今の時期を逃すと次の6月定例会で私は遅いのではないかなという、そういう危惧がありました。それで、今3月のこの時期に当町の教育委員会、教育長としてはどのようなお考えなのかなということを今聞かなければもう遅くなるという、そんな思いがありましたので、ひとつご了承いただきたいと思っております。

前段の校務支援システムについてはるる説明をいただきました。書いてあることは分かるのですが、私も教育関係者ではありませんし、学校関係者であれば、ああいうものだなというのはぴんとくるだろうとは思うのですけれども、なかなか一議員としては支援システムと言われてもどういうものなのか分からないので、もうちょっとこの点については具体的にお聞きをしていきたいなと思っております。

後段の変形労働制の時間については、実は先日担当課に伺ったときには、まだまだこれ

からなのですということは率直に伺いました。ならば、これからの問題についてもそのトップである教育長がどのような思いでいらっしゃるのか、どのような認識であるのかというところぐらいは今の段階でお聞きしなければいけないと私は思っております。

それで、るるお聞きをしていくわけですが、まず次年度の新年度予算の中に校務支援システム159万円ほどが計上されております。これは、具体的にはどういうものに使うのか。既に何年か前から道内ではモデル事業として実施されている学校もあるというふうに聞いておりますけれども、新年度で、この予算の中で、どのようなものが買われるのか、どのような仕組みで運営されるのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

まず、校務支援システムの業務のこのシステムの内容なのですが、まず学校の児童・生徒用に作成いたします学習指導要録ですとか、そういうのは一般的にはエクセル等のものを使って作るのですが、ある程度様式が統一されたものにそこに自分が打ち込むことで、そういう自分で作成する手間が省けるというところになります。

また、子供の成績処理ですとか、出勤、出席状況ですとか、通知表につきましても、そのシステムの中に全ての様式が入っておりますので、その中に全て打ち込むことで学校として一体的な管理ができるということ、また情報につきましても学校内で共有ができるということで、一体的なそういういろんな書類関係を作成する時間がかなり縮減できるというふうになっております。

また、先ほど勤務時間の管理につきましても、校務支援システムに導入することに併せて、そういう勤怠管理できるものを導入いたしまして、客観的に、機械的に学校の先生たちが出勤した時間と退庁された時間を管理していきたいというふうに考えております。主な概要については以上になっております。

予算のほうになりますけれども、導入に当たりまして、システムの導入費、またシステムを入れるための環境整備というところで、まずシステムを導入する経費といたしまして41万8,000円かかります。校務支援システムの環境整備という部分で設置をするに当たっての環境設定ですとかLAN配線整備ということで、これも47万円程度かかります。

今度、実際校務支援システムを利用していく経費になりますが、今年につきまして正式な導入を今のところ来年の1月導入と予定をしておりますので、3か月の利用料掛ける学校が今のところ焼尻中学校が次年度も休校の予定となっておりますので、5校分を掛けまして52万8,000円。そのほか光回線の使用料ですとか、勤怠管理を行うための消耗品等を踏まえまして、先ほど申しあげました額になっております。

以上であります。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 大体分かりました。一つは、そのシステムを運営するに当たって

のソフト料と言っているのかな、そういったものも含めて、光回線料とかいろいろ説明をされました。

では、これは道教委は恐らく全道的に広めていきたいと思っているのだと思うのですが、ソフトも民間の事業、企業によって何種類かあるようですが、全道統一されたものなのかどうか。既にパソコンやタブレット類などのハード機器類は今あるものを使うものなのかどうか、その辺もうちょっと説明をお願いいたします

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

まず、使用するシステムにつきましては、道教委のほうで推奨しておりますほかの留萌管内の学校等が使用しているシステムと同じものを使いまして、異動等がありましても不便がないようなものにしていきたいというふうに考えております。

もう一点、パソコンにつきましては何年か前に入れました新しいものにつきましては、入替えは予定はしていませんけれども、そもそも学校に校務用として設置されておりますパソコン自体が更新時期を迎えておりますので、次年度予算におきまして必要な台数の予算を要求させていただいております。

以上です。

○議長（森 淳君） 1 番、金木直文君。

○1 番（金木直文君） 先ほどの説明の中で、ちょっと触れられたことでもありますけれども、今道教委が発表している資料で、道内の実施状況がこの北海道地図のやつを見つけてまして、これはちょっと2年前、平成30年4月1日現在の道内の自治体の実施状況です。今留萌管内の云々と言われたのですが、留萌管内でまだ実施しているのは留萌市だけです。2年後に増えたのかどうか。全道では46自治体、263校で実施しているという数字になっていますが、最新ではもっと増えているのかどうかも含めまして、留萌ではまだ留萌市しか載っていないと。郡部の町村の中では、今回羽幌が実施すれば最初になるのかなとは思っているのですが、数字からいってもまだ全道の4分の1ぐらいですよ。4分の1で実施するのは早いと言うつもりはないのですが、今の時期、よし、やろうと踏み切った何か特別なそういう決断した理由などがあるのかなと。もしあれば、その辺も説明していただきたいですし、なかなかある事業では管内全部実施しているのに、羽幌町では実施していただけない事業もある中で、いち早くこれを取り組もうとしたその理由とか、狙いとか、そういうところがあれば、もう一回、ちょっとダブるのかもしれませんが、お願いいたします。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 実は働き方改革については、もう数年前から言われておられて、当町におきましても3年前から道で改良したシステムなのですからけれども、以前に導入したシステムというのはちょっと教員から不評がありまして、1回やめた経緯があるので、その後に改良されたシステムというのが導入されまして、3年ぐらい前から



実は先行導入した部分でかなりいいものだという話を聞いておまして、うちとしても働き方改革の部分その当時から言われておりましたので、入れたいという気持ちは持っております。昨年もそういう中で話は進めていたわけなのですが、現在先行して留萌市が導入しているということをございましたけれども、昨年から苫前町も導入しました。それから、今年度どうなるか分からないのですけれども、ほかの町村も検討をしている段階でありますので、ほとんどこの一、二年のうちに管内全体がそろってくるのではないかなという見込みというか、そういうものでありますので、そういうことで。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。

それで、モデル的に先行しているところで実際どのような効果が上がっているのか、その辺も押さえていけばちょっと紹介していただければと思います。お願いいたします。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

答弁書に添えておりますモデル的に行った学校のケースなのですが、一番その校務の軽減効果で大きかったという先生の声としましては、通知表の作成時間がかなり削減されたというふうに書かれております。当然名前ですとか出席状況、成績とか、常に状況を入力することで自動で入力されていくという部分で大幅に時間が削減されたと。

また、児童・生徒指導要録の作成につきましても同じく反映されていくので、特に年度末ですとか多忙な時期にこういう業務が削減されて、新年度に向けた準備も効果的に行えたというふうな成果としては上がっております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。そういう効果がぜひこの羽幌町の学校現場でも上がれば、本当にすばらしいことだと思います。ただ、実際羽幌の学校ではどのような状況なのかというも私は分かってはいないので、例えば今年から導入をするに向けて既に学校内では研修なり先生方が、直接触るのは先生方か、そういうモデル的に何かどこか行って検証したりとか、そういった準備等はもう既に進められていたのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

予算がこれからの話になりますので、予算を措置された後にまずどういうシステムを導入するという部分もありますし、そういう学校の校務の在り方も変わってくる部分がありますので、導入に当たりまして金木議員がおっしゃいますとおり、いろんな部分の調整ですとか、また研修等もお話があったのですけれども、既に留萌市ですとか苫前町で本町に異動されている先生たちもおります。実際にその同じシステムの校務支援システムを使われている先生たちも既に当町のほうに異動されておりますので、そういう方々もその導入した効果も把握しておりますことから、そういう先生の意見等をいただきながら対応をし

ていきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 分かりました。ぜひいい効果が得られるように現場の教員の皆さんとも十分に意思疎通を図りながら進めていっていただきたいと思います。

後段の1年単位の変形労働時間についてのほうに移ります。これは、簡単に私の一般質問の中でしたのですが、いわゆる学校の教員の先生は夜遅くまで本当に仕事も多いと、帰る時間も遅いというふうに言われている中で、忙しい時期には7時、8時ぐらいの残業になっていると。また、その一方で夏休み期間、春休み期間などは出勤にはなっても、それほど大変な業務量ではないので、早めに帰れるといった、そんなところを、例えば残業した部分を長期間の休み等に振り替えて、1年単位で見ればちょうどいい具合にしましょうという、そういった制度のようですね。それで大ざっぱな説明ですけれども、実際に導入されるとしたら、今後どのような条例なり要綱、規則等なり、どのようなスケジュール、流れになるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えします。

道教委からの通知につきましては、この変形労働時間制については、こういうふうに法改正がなりましたという部分の話と、この施行年月日が令和3年4月1日となっております。ですので、詳細につきましてはこれから連絡をしますということで、当町としての対応につきましては、具体的に示されていない状況にありますので、最初の答弁でも申し上げたとおり、これから道教委からの通知等を基に対応は検討していきたいというふうに考えております。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） そうなのですか。でも、いろいろ報道とか聞くところによると、もう道教委は実施する方向で条例化、もう既に条例はあるのかな、その条例の改正になるのだと思うのですが、そういう動きを検討も始めていると。それがいつの道議会になるのか私分かりませんが、そういうふうには聞いております。もし道がそういう条例をされた場合は、その後羽幌町としてはどういう対応になるのか、それもまだ全然不透明なのでしょうか。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 実は給特法で法改正があった部分、一部改正があったところなのですが、その中身といたしましてはもともとガイドラインというものを設けまして、教員の働き方については、原則として月45時間を超えないように、それから年間360時間を超えない、そういった部分がガイドラインとしてまとめられていた部分でございますが、このたび法改正になった部分ではそのガイドラインを指針という形で1ランク高めまして、そういう中で進めるようにということで国からの指示がございます。

そういう中で、都道府県といたしまして道ですけれども、道のほうは条例改正等、それ

から規則の改正ということで今言った部分の40時間、45時間、それから360時間という部分を規則の中で盛り込んで、これは令和2年の4月から実施をしていくという形になっています。ただ、先ほど言いました1年間の中での変形労働時間制につきましては、これは令和3年の4月からということで、そちらのほうはまだ、先ほど課長から言いましたように概要が示されただけで、中身についてはしていない状況があります。ただ、当町といたしましてもその中身について道の条例に沿ったような形で規則の改正等を考えているところではございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） すぐ4月から対応をすることになるであろうそのガイドラインに基づく上限を超えないような体制を取っていかねばならないのだろうということなのですが、実際には、では勤務時間や残業時間など、これまで実際把握されているのか、どのように4月以降把握するのか、今回システムを導入しようということですから、そのシステムの中では対応できそうな説明もありましたけれども、そういったことなのか、取りあえず令和2年度、次年度についての実態の把握、管理の仕方についてどう対応するお考えなのか。来月からのことなので、ぜひこの辺お聞きしたいと思います。

○議長（森 淳君） 学校管理課長、酒井峰高君。

○学校管理課長（酒井峰高君） お答えいたします。

勤務時間の管理につきましては、基本的にICTですとか、タイムカードを活用して客観的に把握をするようにということにされておりますが、先ほど申し上げた校務支援システムでそのような機能を入れたいというふうに考えておりますので、現在のところ客観的な方法での把握はできておりません。ただ、管理職による確認ですとか、自己申告による勤務時間の把握は行っているところでございます。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） それで、私は通告書の中では私の考えはほとんど入れていなかったのですが、いろいろ調べてみたり、いろいろ新聞などで報道されている状況を見ますと、必ずしもこの年単位の1年当たりの変形労働時間制、現場の先生方にもあまりよく受け取られていないというふうに報道されています。お忙しいときの時間分を暇なときにならず、一見合理的な方法に見えるのですが、それだとやはり全然忙しいときの解消にはなっていないです。むしろ時間外が固定化されて、よりもう、たまたま仕事が早く終わって早めに帰ろうと思っても、いや、もう決められているよ、今日は7時までやるのだよ、8時までやるのだよなんていうふうな、そういう計画になるのではないかと私は危惧しているわけです。

実際いろいろあちこちの議会でも問題が出ておまして、例えばこれは一般、民間の全国紙ですけれども、毎日新聞ですけれども、教員の負担減になるのかということで、あちこちの声も拾っております。また、ある新聞では、自治体の市町村の教育長さん、高知市の教育長さんは働き方改革プランに沿って勤務時間の縮減を図ることが第一と考えている

と。現時点では、変形労働時間制の導入は考えていない、高知市の教育長さんはおっしゃっている。福島県の二本松市の教育長さんは、教育の現場に導入するには課題があると指摘されていることは承知している。本市で導入する考えはないというふうにも、それぞれの教育長さんの個人的な見解なのかもしれませんが、結局実際条例ができた、規則ができた、ではそのとおりやるかどうかというのは、それぞれの自治体の裁量に任されているという、そういう認識でいいのか、必ず条例、規則ができた場合にはそのとおりやってもらうのだぞということなのか、その辺もちょっと私の調べた部分ではないわけです。ある自治体の教育長さんは、こうやってはっきり宣言されている自治体もありますし、ある統計によれば、回答した自治体がどのぐらいあるのか分かりませんが、4割ぐらいの教育長さんはこの制度には反対だというように報道されていたものもあります。

私もそもそも固定化するようなやり方は駄目ではないかと。そもそも何で忙しいかというと、授業数がどんどん増えてきて、そのおまけに学校の先生、教員の数も少ないと。だから、もっと定数を増やすことがまず第一だと。

それから、国や自治体、不要不急の業務が多過ぎるのではないかと。先生が忙しい、残業をするのはいろんな書類を作る手間が本当にかかっているというような指摘もされているようです。そもそも残業代ゼロ、学校の先生が残業しても残業代は出ません。そういう法律になってしまっているのですが、そもそもこういった法律を改めることこそ残業の解消というか、そういう規模の改善につながるのではないかと私は思っておりますが、ぜひとも教育長、羽幌町内の教育行政執行の最高責任者であります教育長には、この制度についてどのような見解なのか、具体的にはまだまだこれからだということなのかもしれませんが、どういう思いをお持ちなのか、もしお聞かせいただければと思います。

教育長、お願いいたします。

○議長（森 淳君） 教育長、山口芳徳君。

○教育長（山口芳徳君） 変形労働時間制についてでございますが、教員は特別な職でございます。先ほど金木議員おっしゃったように時間外手当という部分は給特法によって出ないことになっています。特別に4項目については、特別な項目として時間外勤務命令を出すことができるとなっている部分で、一般の職でいいますところの時間外というのは、修学旅行の引率業務でありますとか、そういう特別な部分です。それが時間外労働に当たる部分です。

あとは、全て時間外労働勤務手当みたいな形で出ることはありません。それが給特法で規定されている教員の給与の実態でございます。そういう中で、変形労働時間制という部分については、今現在も行われております。例えば修学旅行の引率業務でありますとか、文化祭等の業務でありますとか、体育祭の業務、それから家庭訪問、教育相談、入学選抜の業務というか、そういう特定の部分については現在でもその業務を行った日を含む4週間の中で155時間となるように調整をして実施するということが現在でも行われております。それが今度は変形労働時間の中では、1年間の中でそれが可能になるよということ

でありますので、特に金木議員がおっしゃったように残業時間が増えるとか、そういった問題では決してございません。確かに今教員の労働時間が長いということで、大変問題になってはいますけれども、その部分については先ほど言いましたように、月に45時間を超えないとか、年間360時間を超えないとか、そういう部分の中で教員のその福祉、衛生部分を補っていかうという考え方でございますので、その部分につきましては教員が在校する時間というのを月に45時間を超えないと、そういうことで規定をしようとしているわけです。その残業と在校時間というのは全く違うものなので、その辺の混同がちょっとあるのかなというふうに感じましたのであります。

先ほどから言いましたように、変形労働時間につきましては、その残業を多くさせるということでは決してございませんので。ただ、その今ある4週間の中でやりくりをできるというのを1年間に延ばすという、そういう考え方でございますので、決して増えるというふうな認識は持っておりません。

以上です。

○議長（森 淳君） 1番、金木直文君。

○1番（金木直文君） 私はこの間、地元ではありません。ほかの自治体の働く教員の方ともお話をした中で、もしこれが実際実施されたら、もう間違いなく時間は長くなると断言していました。どっちの言うことが本当なのか私は判断できませんけれども、そういった声が現場には確実にあるのではないかなと私は思うのです。この地元の羽幌の学校の先生の実態も私はよく分かりません。今後いろいろこれから1年、2年かけて検討されるということであれば、現場の先生方、学校の先生方とも十分に意思疎通を図りながら、教育委員会でこうやったから、こうやってやってもらわなければ困るのだぞということではなくて、今本当の羽幌の実態に合ったやり方ということをぜひ検討してもらいたいと思っております。

今日のやり取りでは、ちょっとなかなか一致する部分もありますけれども、まだ納得できない部分もあります。今後また引き続き機会を見てやらせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

そういったことで、今後の中でぜひとも協議を続けさせていっていただきたいということで、私の質問を終わります。

○議長（森 淳君） これで1番、金木直文君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

#### ◎散会の宣告

○議長（森 淳君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 4時07分）